２ ニュージーランド

（１）商標法の動向等

１）ニュージーランドでは、2012年12月10日からマドリッド協定議定書が発効している。

２）現行のニュージーランドにおける商標に関する法規定は、1953年商標法が廃止され、商標改正法No.20により改正された2011年10月7日（2002年法No.49）が施行されている。

マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録については、マドリッド協定議定書及び同議定書に基づく共通規則（以下「マドリッド共通規則」という）に定められた規定に従うと共に商標法第158条～第174条 雑則：規則を制定する権限、商標法第199A条 規則：マドリッド協定議定書の規定に従うものとする。

また、商標法の規定を施行するに当たり、同時期に定められた「商標規則」（2011年10月7日改正）、及びマドリッド協定議定書への加盟に伴い新たに制定された「商標規則（国際登録）[35]」（2012年11月5日制定）の規定に従うものとする。

なお、トケラウ（Tokelau）諸島については、ニュージーランド政府から宣言があるまで、マドリッド協定議定書の加盟の効力が及ばない[36]。

上記2012年の法改正は、ニュージーランドがマドリッド協定議定書、シンガポール条約及びニース協定に加盟するに当たり、必要な商標法の内容を整備したものである。

３）ニュージーランド知的財産局（IPONZ）について

ニュージーランド知的財産局は、1870 年にニュージーランド特許庁として設立され、今日では 1953 年特許法、2002 年商標法、1953 年意匠法、1987 年植物種権利法を施行している。産業革新雇用省（the Ministry of Business、 Innovation and Employment(MBIE)）の下部機関の１つで、特許部門、商標部門、意匠部門及び育成者権部門で構成された行政機関である。

（２）商標の定義

商標の定義は、商標法第５条「解釈」に規定されている。

１）商標とは、標識であって、視覚的に表示することができるものであり、一の者の商品又は役務をそれ以外の者の商品又は役務から識別することができるものをいう。また、証明商標、団体商標もこの「商標」の定義に含まれる。

２）商標としての標識とは、ブランド、色彩、図形、見出し、ラベル、文字、名称、数字、形状、署名、匂い、音響、味及びこれら標識の組合せをいう。

---

[35] http://www.iponz.govt.nz/cms/iponz/latest-news/expired-items/amended-trade-mark-regulations-gazetted

[36] http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2012/madrid_2012_17.doc

３）連続商標

連続商標制度とは、商標の同一性に影響を及ぼす重要な要素（識別力を発揮する要部）について互いに類似しているが、商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない要素についてのみ異なる複数の商標を一出願で登録できる制度をいう。商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない要素とは、具体的に以下に該当するものである。

(i)　当該商標が使用される（使用予定も含む）商品又は役務についての記述
(ii)　数量、価格若しくは場所名についての記述
(iii)　商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない他の非識別的事項
(iv)　色彩

４）団体商標

団体商標とは、視覚的に表示し、その標識の所有者である共同団体の構成員の商品又は役務を、その共同団体の構成員でない者の商品又は役務から識別する機能を有する標識をいう。

５）証明商標

証明商標とは、視覚的に表示し、かつ業として、原産地、素材、製造法、品質、正確性、又はその他の特徴について何人かにより証明された商品を、そのように証明されていない商品から識別すること、又は、品質、正確性、機能又はその他の特徴について何人かにより証明された役務を、そのように証明されていない役務から識別する機能を有する標識をいう。

（３）方式要件

日本を本国官庁として、ニュージーランドを領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類(MM2)の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

出願書類(MM2)の記載

(1)出願人（出願人が法人である場合の表示）

国内法においては出願人の表記について特に規定されていない。

法人の表示については、「株式会社」の企業形態の表示として、「Corporation」、「Company Limited」、「CO., LTD」、「LTD」、「Incorporated (Inc)」等の英語標記が用いられている場合にはそれらの表示が受け入れられている。資格を有する登録特許商標代理人（以下「現地代理人」という）の情報によると、「Kabushiki Kaisha」の標記も正規の法人の名称として受け入れられている。また、外国法人の法人名に「Limited」の語が含まれていない場合でも、正しい法人名で出願していないとして拒絶の対象とはされることはない（PRACTICE GUIDELINES 4.1.3[37]）。MM2第２(f)(ii)

[37] http://www.iponz.govt.nz/cms/trade-marks/practice-guidelines-index/practice-guidelines/02-filing-trade-mark-applications

if the applicant is a legal entity:」の欄は、記載必須項目でない。国際登録情報（ROMARIN情報）を確認すると、株式会社の英訳として「Corporation」の記載は認められている。

(2) マーク

商標の定義は本報告書「（２）商標の定義１）」に記載の通りである。MM2第7(a)欄には基礎出願又は基礎登録と同じ標章の複製を掲載する(マドリッド共通規則9(a)(v))。

(3) 標準文字制度

ニュージーランドにおいて、標準文字制度は存在しない。従って、標準文字の宣誓を行った場合の効果として、ニュージーランド知的財産局は、当該商標が外観上特徴ある文字や装飾を有さない文字であるとして扱う。なお、出願書類(MM2)第7（c）欄の標準文字宣言は任意である。

(4) 色彩に係る主張

色彩を含む商標について、出願書類(MM2)第8（a）及び（b）欄は任意記載項目であり、色彩の主張をする場合を除いては、記載の必要はない。

(5)標章音訳

ラテン文字以外の文字からなる商標については、マドリッド共通規則9 規則(4)(a)(xii)の規定により、MM2 第9(a)の欄の記載は必須である。したがって日本語の文字からなる商標の場合、その音訳をMM2 第9(a)の欄にラテン文字で記載する必要がある。

(6) 標章の翻訳

標章が英語以外の外国語からなる又は外国語の語句を含む場合、英語への翻訳が必要である。したがって標章が日本語からなる又は日本語の語句を含む場合、その英訳を第9(b)欄に記載する必要がある（PRACTICE GUIDELINES 3.7 Translation）[38]。

(7) 商標が意味を持たない造語を含む場合

日本語表示の造語については、第9（b）欄ではなく、第9（c）欄の「The words contained in the mark have no meaning (and therefore cannot be translated).」にチェックを選択しても良い（PRACTICE GUIDELINES 3.7 Translation Several characters）[39]。

---

38 http://www.iponz.govt.nz/cms/trade-marks/practice-guidelines-index/practice-guidelines/02a-examination-of-trade-mark-applications-sections-39-41-43-44-and-45/3-mandatory-acceptance-requirements/3-7-translation

39 http://www.iponz.govt.nz/cms/trade-marks/practice-guidelines-index/practice-guidelines/02a-examination-of-trade-mark-applications-sections-39-41-43-44-and-45/3-mandatory-acceptance-requirements/3-7-translation

(8) 立体商標

立体商標は、商標の各特徴を示すために必要な複数の図（写真又は図面）で表示しなければならない（PRACTICE GUIDELINES 4.3.2[40]）。国際登録出願については、MM2第7 (a) 欄の表示について、基礎出願又は基礎登録に添付されている図面又は写真と同一の図面を全て記載する。記載方法は当該欄の記載範囲（8cm平方）に収まるよう全図面を同一縮尺して記載する。また、MM2第9 (d) 欄の「Three-dimensional mark」にチェックを付す。

(9) 団体商標・証明商標

該当する場合には、MM2第9 (d) 欄の「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」にチェックを付す。その他の規定として、団体商標として出願する場合、使用に関する証明書等は当該商標がニュージーランド知的財産局のJournalに公表される前までに提出しなければならない。また、証明商標として出願する場合にも、ニュージーランド知的財産局が国際登録の領域指定の通知を受けた日から6カ月以内に使用に関する証明書等を提出しなければならない。[41]団体商標はこれを、譲渡又は移転される者が団体商標を受けられる要件をみたしていれば、譲渡又は移転することも可能である（商標法第82条）。

(10) 標章の記述(説明)

特段の規定はない。

(11) 標章の称呼

特段の規定はない。

(12)ディスクレーム制度

MM2第9 (g) 欄にチェックを付し、商標の構成要素の一部について権利不行使の旨を記載することによって、権利不行使を認める全ての国において商標の構成要素の一部について権利不行使を宣言することができる。

ニュージーランドにのみこの権利不行使を行いたい場合には、現地代理人を選任し、現地代理人を通じて暫定的拒絶通報に対する応答手続を行う（商標法第69条）。

(13) 商品及び役務

商品及び役務の国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧に従い記載する（商標法第31条(1)）。なお、クラスヘディングは認められているが、各クラスの全ての商品又は役務が含まれているとみなされるわけではない。当該商品又は役務が含まれていると考えられる、広義の特定の用語の場合には認められる（商標審査基準4.2）。

---

40 http://www.iponz.govt.nz/cms/trade-marks/practice-guidelines-index/practice-guidelines/02-filing-trade-mark-applications

41 http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/nz.html?part=misc

(14) 使用の意思の宣言

ニュージーランドは、マドリッド共通規則7規則(2)に基づく宣言をしているため、MM2第11欄においてニュージーランドを指定することにより、出願人が国際登録出願又は関連する事後指定で特定された商品又は役務について、ニュージーランド領域内において、自己又は同意により標章を使用する意思の宣言を含むものとされる。なお、事後指定(MM4)の第4欄の記載についても同様である（マドリッド共通規則7規則(2)）。

(15) その他

特段の規定はない。

（4）審査

① 実体審査の概略

ニュージーランドの実体審査の概略フローを以下に示す。

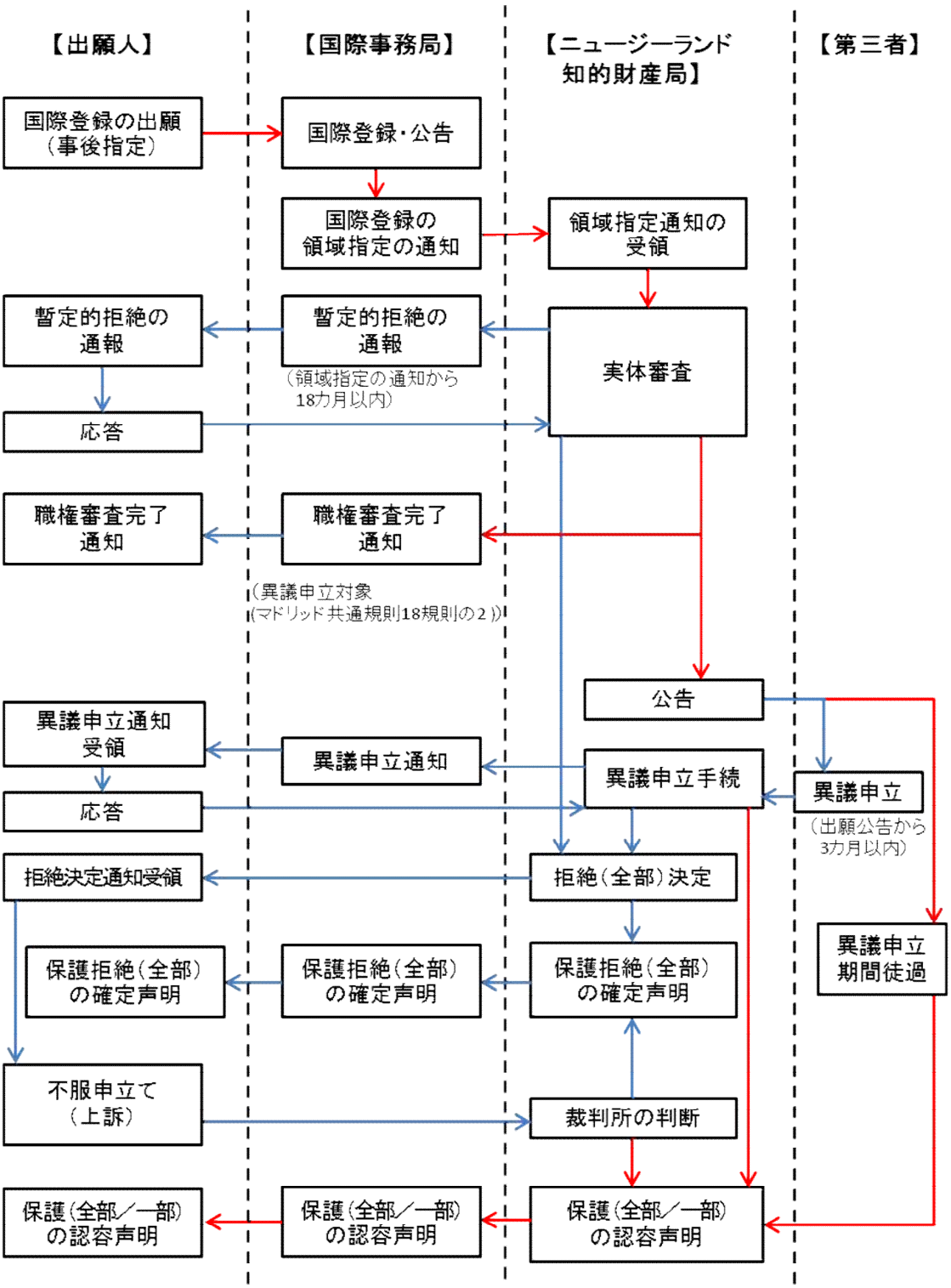

ニュージーランド知的財産局は、国際登録の領域指定の通知を受領した場合には国際登録の領域指定について、ニュージーランドの国内出願と同様の基準及び手順で審査を行う。領域指定通知を受けたニュージーランド知的財産局は、当該国際登録の実体審査を実施する。ニュージーランドの場合、「絶対的拒絶理由」及び「相対的拒絶理由」について審査が実施される（商標法第2部 商標の登録可能性「商標法第17条～第21条　商標を登録しない絶対的理由」、「商標法第22条～第30条　商標を登録しない相対的理由」）。

実体審査の結果、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由何れも発見されない場合、ニュージーランド知的財産局は国際事務局に対して、職権審査完了通知（異議申立対象）（マドリッド共通規則18規則の2(a)）[42]を行う）。また、当該国際登録に対して登録を認め、その旨商標公報にて公告される（商標法第46条）。その後、公告日から3ヶ月間の異議申立期間が設定されており（商標法第47条、商標規則75(1)）、当該期間内において異議申立の提起がなければ、異議申立期間終了後、ニュージーランド知的財産局より保護認容声明が国際事務局に送付される（商標規則(国際登録）第19規則(2)、マドリッド共通規則18規則の3(1)）。また、国際事務局は当該通知を名義人に送付する（マドリッド共通規則18規則の3(5)）。

一方、国際登録が拒絶理由を有すると判断された場合は、ニュージーランド知的財産局は、国際事務局を通じて、国際登録の名義人に対して拒絶理由を記載した暫定的拒絶の通報を送付する（マドリッド共通規則17規則(4)）。ニュージーランド知的財産局から国際事務局への通知は領域指定通知日から18ヶ月以内に行われる（商標規則(国際登録)第18規則(1)）。

暫定的拒絶の通報に対する応答期限は、国際事務局から国際登録の領域指定があった旨の通知がニュージーランド知的財産局になされた日から12カ月以内とされている[43]（商標規則(国際登録)第14規則(1)(b)、商標規則第61規則(1)）。また、多くの場合、暫定的拒絶の通報は領域指定の通知日から早期に送付されており、当該12カ月の応答期間は確保されている。なお、局長の裁量により、応答期限内に応答ができなかった理由次第では、3カ月を超えない範囲で延長の申請が認められうる（商標規則32）。期間の延長について、商標規則32に以下のように規定されている。

(1) 局長は、本規定にて延長が認められていない場合を除き、延長を正当化する真正かつ例外的な事情があると認める場合、局長によって指定された期間内にとるべき手続のために本規則により指定された期間を延長することができる（商標規則第 32 規則(2)）。
(2) 局長は、手続期間を延長するに際し、その延長を付与する条件を規定することができる（商標規則第 32 規則(3)）。

暫定的拒絶の通報に対する応答の結果、拒絶理由が解消された場合、又は拒絶理由が一部の商品・役務に関する暫定的拒絶通報に対し応答しなかった場合は、ニュージーランド知的財産局は国際事務局に対して、職権審査完了通知（異議申立対象）（マドリッ

[42] 保護認容となった登録例：国際登録番号 1000940, 1018278
[43] http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/nz.html?part=designated

ド共通規則18規則の2(b)を行う。また、当該国際登録に対して登録が認める旨が公報に公告される。その後は、公告日から3ヶ月間の異議申立期間が設定され、異議申立の提起がなければ、保護付与の決定がなされ（商標規則(国際登録)第19規則(1)(a)）、ニュージーランド知的財産局は国際事務局に保護認容声明を送付し、国際事務局は当該通知を名義人に送付する（マドリッド共通規則18規則の3(2)(5)）。

暫定的拒絶の通報に対する応答にもかかわらずニュージーランド知的財産局が、拒絶理由が解消されていないと判断した場合、国際登録の名義人に出願の拒絶決定を通知する（商標法第43条）。

国際登録の名義人が当該拒絶決定に不服がある場合、国際登録の名義人の選定した現地代理人を通じて、ニュージーランド知的財産局の当該拒絶決定に対して、当該拒絶決定があった日から20日以内に（商標法第171条）裁判所に不服申立（上訴）することができる（商標法第170条）。裁判所への不服申立の結果、拒絶理由が解消されなかった場合又は拒絶決定に対する不服申立が請求されなかった場合にはニュージーランド知的財産局は保護拒絶の確定声明を行い（商標規則(国際登録)第18規則(5)）、国際事務局にその旨を通知する（商標規則(国際登録)第18規則(3)、マドリッド共通規則18規則の3(3)）。国際事務局は当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則18規則の3(5)）。

上訴を経て保護が認められ、国際事務局に保護認容声明を送付した後、その認容の公告日から3ヶ月間の異議申立期間が設定される。この期間において、何人も保護付与の認容に対して異議申立を請求することができる（商標法第47条）。

② 審査内容

国際登録の領域指定の通知を受領した場合には、ニュージーランド知的財産局は、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の有無について実体審査をする（商標規則(国際登録)第 13 規則(1)）。

③ 暫定的拒絶通報の期間

国際事務局がニュージーランド知的財産局に対して領域指定を通知した日から 18 ヶ月以内にニュージーランド知的財産局から絶対的拒絶理由・相対的拒絶理由に関する暫定的拒絶の通報を国際事務局に通知する。また、当該 18 ヶ月の期間満了後においても異議申立により暫定的拒絶の通報が行われる場合もあり（マドリッド協定議定書第 5 条(2)(c)）、その場合においても、ニュージーランド知的財産局は国際事務局に対して暫定的拒絶の通報を通知する。国際事務局はこれら暫定的拒絶の通報を国際登録の名義人に通知する（マドリッド共通規則 17 規則(4)）。

④ 絶対的拒絶理由の内容

(A) 商標を登録しない絶対的理由一般（商標法第17条）

(1) 次の事項の何れも商標又は商標の一部として登録してはならない。

(a) その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があるもの、又は

(b) その使用がニュージーランドの法律に違反するか、若しくはそれ以外の理由

で裁判所において保護を受ける資格を有さないもの、又は

(c) その使用又は登録が、局長の見解においては、マオリを含む地域社会のかなりの部分を不快にする虞があるもの

(2) 出願が悪意で行われた場合は、局長はその商標の登録をしてはならない。

(3) (1)(b)の規定に拘らず、何れかの商標の使用が 1990 年喫煙対策環境法に基づいて制限又は禁止されている場合であっても、局長は、その商標を登録することができる。

(B) 非識別的商標は登録することができない（商標法第18条）

(1) 次のものを登録してはならない。

(a) 商標でない標識

(b) 識別性を有さない商標

(c) 商標であって、商品又は役務の種類、品質、用途、価格、原産地、商品生産若しくは役務提供の時期、又はその他の特徴を指定するために業として用いられる標識又は表示のみによって構成されているもの

(d) 商標であって、現行の言語において又は善意の確立した商慣行において、慣習的になっている標識又は表示のみによって構成されているもの

(2) 登録出願前に商標が、その使用又はその他の事情の何れかの結果として識別性を獲得している場合は、局長は、(1)(b)、(c)、又は(d)に基づいて商標の登録を拒絶してはならない。

(C) 識別性に対する色彩の関連性は以下のように規定されている（商標法第 19 条）

(1) 商標の識別性を決定するときは、局長又は場合により裁判所は、商標が 1 又は 2 以上の指定色彩に全面的に又は部分的に限定されているか又は限定されることになるか否かを考慮しなければならない。

(2) 色彩の限定なしに登録されているか又はされることになる商標は、すべての色彩について登録されているか又はされるものとする。

(D) 地理的保護表示を含む商標は登録してはならない（商標法第20条）

次の商標を登録してはならない。

(a) 特定の商品に関する地理的保護表示を含んでおり、かつ

(b) 地理的保護表示として表示されている場所を原産地としない特定の商品に関係するもの

(E) 普通に使用されている化学名を含む商標は登録してはならない（商標法第 21 条）

(1) 化学物質又は調合剤に関しては、局長は、単一の化学元素又は単一の化合物に関して広く使用され、かつ、受け入れられている名称を含んでいる商標を登録してはならない。

(2) (1)の規定は、商標権者又はライセンシーによって製造された元素若しくは化合物の銘柄又は製造元を単に指示するために使用される語であって、公衆の使用に開放されている適当な名称又は記述を伴っているものに対しては適用しない。

⑤ 相対的拒絶理由の内容

(A) 一定の文言を含む商標の登録可能性（商標法第 22 条）

商標であって、「著作権(copyright)」、「回路配置(layout design)」、「特許(patent)」、「特許された(patented)」、「植物品種権(plant variety right)」、「登録された(registered)」、「登録意匠(registered design)」若しくは「商標(trade mark)」の文言又はこれらの略語若しくは類似語を含む商標を登録することができる。

(B) 人名を含む商標の登録可能性（商標法第 23 条）

ある者が標識について商標としての登録を出願し、その標識が人の名称又は表示を含んでいる場合は、局長は、次の者からの書面による同意を求めることができる。

(a)人名を含む商標についてのその人名の当人。ただし、同人が出願の 10 年以上前に死亡している場合を除く。又は

(b) 同人の法定代理人。ただし、次の条件に該当する場合とする。

(i) 同人が出願前 10 年以内に死亡しているか、又は

(ii) 局長が、同人からの同意は他の何らかの理由で取得することができないと判断したとき

(C) 王室の表示を含む商標の登録可能性（商標法第 24 条）

女王陛下若しくは王室構成員の表示又は当該表示の模倣を含む商標を登録してはならない。ただし、国際登録の名義人がその商標の登録について女王陛下又は該当する構成員の同意を得ている場合は、この限りでない。

(D) 同一又は類似の商標の登録可能性（商標法第 25 条）

(1) 以下に該当する何れかの商品又は役務に関する商標（「商標 A」）は、登録できない。

(a) 他の所有者に属しており、かつ、登録されているか、又は商標法第 34 条若しくは第 36 条に基づく優先権を有する商標(「商標 B」)と同一であって、

(i) 同一の商品又は役務に関するものであるか、又は

(ii) それらの商品又は役務に類似する商品若しくは役務に関するものであり、それを使用すれば誤認又は混同を生じる虞がある場合

(b) 他の所有者に属しており、かつ、同一の商品若しくは役務、又はそれらの商品若しくは役務に類似する商品若しくは役務に関して登録されているか、又は商標法第 34 条若しくは第 36 条に基づく優先権を有する商標(「商標 C」)と類似しており、それを使用すれば誤認又は混同を生じる虞がある場合

(c) 商標全体若しくはその本質的部分（要部）が、当該指定商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、広告宣伝等により、ニュージーランドで広く知られている商標(「商標 D」)と同一若しくは類似である、またはその翻訳である場合。ただし、商標 A を使用したとき、それらの他の商品又は役務と商標 D の所有者との間に業としての関連を示すものと受け取られ、当該所有者の利益が害される虞があることを条件とする。

(E) 例外（商標法第 26 条）

次の事情においては、商標 A を登録しなければならない。

(a) 商標 B、商標 C 又は商標 D の所有者(その内の何れであるかは、事情によって定まる)が商標 A の登録に同意した場合、又は

(b) 局長又は場合により裁判所が、誠実な同時使用の事件が存在しているか、又は他の特別な事情が存在しており、裁判所又は局長の見解としては、裁判所又は局長が課す条件を付してその商標を登録することが適切であるとする場合

(F) 旗章等の表示を含む商標の登録可能性一般（商標法第 27 条）

(1) ある者が標識について商標として出願し、その標識が何れかの独立体の旗章、紋章、記章、騎士勲章、又は勲章の表示を含んでいる場合は、局長はその国際登録の名義人に対し、局長が当該標識の商標としての登録及び使用に同意を与える権利を有すると思われる者からの書面による承諾を取得するよう要求することができる。

(2)下記商標法第 28 条又は商標法第 29 条が適用される場合は、(1)の規定は適用しない。

(G) 条約加盟国の国旗、国の記章等を含む商標の登録可能性（商標法第 28 条）

局長は、関係国の当局の許可を得ないでは、次の事項の表示を含む商標を登録してはならない。

(a) 条約加盟国[44]の国旗。ただし、局長が許可なく認めうる方法で当該国旗を使用する場合は除く。

(b) パリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されている、条約加盟国の紋章又はその他の国の記章

(c) 公の標識又は印章であって、

(i) 条約加盟国により採用されており、かつ

(ii) 登録されるべき商標に係る商品又は役務と同一若しくは類似の種類の商品又は役務についての監督及び証明を表示しており、かつ

(iii) パリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されているもの

(H) 一定の国際機関の紋章等を含む商標の登録可能性（商標法第 29 条）

(1) 関係する国際機関の許可を得ないでは、1 又は複数の条約加盟国が構成国である国際的政府間機関の紋章、旗章若しくは他の記章、又は略称若しくは名称を含む商標を登録してはならないものとする。ただし、当該国際機関のその紋章、旗章若しくは他の記章、又は略称若しくは名称がパリ条約又は TRIPS 協定に基づいて保護されていることを条件とする。

(2)関係する国際機関の紋章、旗章若しくは他の記章、又は略称若しくは名称を、局

---

44 http://www.iponz.govt.nz/cms/trade-marks/practice-guidelines-index/practice-guidelines/11-flags-armorial-bearings-state-emblems-etc/6-annexures/b-convention-countries

長が認める方法で使用する場合は、以下の(a)、(b)に該当することを条件として、(1)の規定に拘らず、局長は商標の登録をすることができる。[45]

(a) その機関とその商標との間に関連性が存在すると公衆に示唆する虞がない

(b) その使用者とその機関との間の関連性の存在に関して公衆を誤解させる虞がない。

(I) 如何なる場合に記章等はパリ条約又はTRIPS 協定に基づいて保護されるか（商標法第30条）

商標法第28 条及び第29 条の適用上、条約加盟国の国章(国旗を除く)又は条約加盟国により採用された公の標識若しくは印章、又は国際機関の記章、略称若しくは名称のうち該当する事情にあるものは、次の条件が満たされる場合、かつ、その範囲においてパリ条約又はTRIPS 協定に基づく保護を受ける。

(a) 該当する条約国又は国際機関がニュージーランドに対し、パリ条約第6 条の3(3)に従い、又は TRIPS 協定により適用される同条に基づいて、前記の国の記章、公の標識若しくは印章、又は記章、略称若しくは名称のうち該当する事情にあるものを保護することを希望する旨を通告しており、かつ

(b) その通告が有効に存続しており、かつ

(c) ニュージーランドが、それに対してパリ条約第6 条の3(4)に従い又はTRIPS 協定により適用される同条に基づいて異論を申し立てていないか、又は申し立てた異論がある場合は、それが取り下げられていること

（５）暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語)、全部拒絶/一部拒絶の取扱い

1) 暫定的拒絶の通報に使用されている言語は英語。

2) 暫定的拒絶の通報には、拒絶理由及び拒絶理由に対応する応答方法の説明、暫定的拒絶の通報に応答するに当たり、国際登録の名義人は事前に、ニュージーランド知的財産局に対し書面により、国際登録の名義人の氏名及び名義人のニュージーランドにおける連絡先住所を届け出る必要があるとの注意書きが記載されている。

3) 全部拒絶／一部拒絶（商標規則(国際登録)第14規則(1)）の取扱は、暫定的拒絶通知書の、「Grounds for refusal:」の当該拒絶の適用範囲が示されている「Goods and/or services」欄に記載される。なお、一部拒絶に対し応答しない場合は、拒絶理由のない指定商品・役務について保護が認められる（商標規則(国際登録)第19規則(1)(b)(iii)）

[45]「局長は、出願人の弁明や証拠の提出（拒絶の通報に対する応答）をもって確認する。」という現地代理人からの情報がある。

4）暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

MADRID PROTOCOL AND AGREEMENT

PROVISIONAL REFUSAL

Rule 17.1)

マドリッド協定及び議定書

I.	Sending OFFICE : **INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF NEW ZEALAND** **PO Box 9241,Marion Square,Wellington 6141,New Zealand or DX SX 11129,Wellington** **International: +64 3 962 2607 National: 0508 4 IPONZ (0508 447 669)**	I. 発行機関： ニュージーランド知的財産局 当該機関の住所 当該機関の電話番号
II.	International registration number	II．国際登録番号
III.	Holder:	III．名義人：
IV.	Mark Reproduction :	IV. 標章の複製：
V.	Provisional refusal based on an office check.	V. 庁の審査による拒絶である旨
V bis.	The following elements are not protected :	V bis. 保護されない要素があれば表示
VI.	Official sign or seal of sending office :	VI. 発行機関の署名又は公印
VII.	Date : **18/03/2013**	VII. (通報の)日付

ニュージーランドを領域指定した
国際登録に係る暫定拒絶通報

INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

NOTIFICATION OF PROVISIONAL REFUSAL OF AN INTERNATIONAL REGISTRATION DESIGNATING NEW ZEALAND

1. 通報を行う機関：
ニュージーランド知的財産局

2. 暫定拒絶の通報日

3. 国際登録番号

4. 標章の複製：

5. 名義人の名称：

6. 拒絶の範囲

7. 拒絶の理由
各拒絶理由に関して、その内容、
適用範囲、関連条項が記載される。

1.	**Office making the notification:** Intellectual Property Office of New Zealand
2.	**Date of the notification of provisional refusal:** 18 March 2013
3.	**Number of the international registration**
4.	**Representation of the mark:**
5.	**Name of the holder:**
6.	**Scope of refusal:**
7.	**Grounds for refusal:**

Type and nature of trade mark

Written description required

Objection	In addition to the representation you have provided require a written description of your trade mark bef accept it for registration. Please provide a description of your trade mark using the applicable template below: 1. Claim for shape only: The mark consists of a three-dimensional shape of a [...], as shown in the representation attached to the application. 2. Claim for shape and device(s) appearing on shape: The mark consists of a three-dimensional shape of a [...], with the device [...] appearing thereon, as shown in the representation attached to the

Intellectual Property Office of New Zealand
P O BOX 9241, Manners Square, Wellington 6141, New Zealand or DX SP 20201, Wellington
International +64 4 962 2607 Freephone within NZ: 0508 447 669 Freephone from Australia: 1800 794 533

WWW.IPONZ.GOVT.NZ

	application. 3. Claim for shape and word(s) appearing on shape: The mark consists of a three-dimensional shape of a [...], with the word(s) [...] appearing thereon, as shown in the representation attached to the application. 4. Claim for shape and both device(s) and word(s) appearing on shape: The mark consists of a three-dimensional shape of a [...], with the word(s) [...] and the device [...] appearing thereon, as shown in the representation attached to the application. The Applicant may wish to entered the following mark description: The trade mark consists of the combination of the three dimensional shape of a box with the transparent windows in the front and back, with praline devices held within a silver receptacle, individual praline devices either sitting in or without a patty cup, flower devices in red, red ribbon and white doily [illegible]e
Goods and/or services	This objection relates to all goods/services claimed.
Relevant law	The relevant provisions of New Zealand law are listed below at 10.

商品及び／又は役務
：当該拒絶の適用範囲が記載されている。

関連条項
：当該拒絶に関連する条項が記載されている。

Representation of the shape mark

Objection	The representation of the shape mark provides only one view of the mark. In order to assist our examination of the mark could you please provide the Office with additional aspect views of the mark (for example top, bottom and side views) Please note that the further representations provided will not replace the mark representation but are required in order for the Office to appreciate fully the scope of the mark.
Goods and/or services	This objection relates to all goods/services claimed.

Relevant law	The relevant provisions of New Zeala 10.

8. **Information relating to subsequent procedure:**

Responding to this refusal
The Holder may respond in writing to this refusal. Any response
filed using the Commissioner's website at www.iponz.govt.nz. Y
address for service in New Zealand.

Timeframe for responding
If the Holder does not respond by **28 February 2014**, this refusa
specified goods and/or services.

Refusal still possible following opposition
If we subsequently accept the designation in New Zealand refus
opposition. The opposition period runs for 3 months from the pu
possible that an opposition may be filed more than 18 months fr
the International Registration.

8. 以降の手続に関する情報

・当該拒絶に対する応答
：名義人は書面にて応答可能。
いかなる応答もwww.iponz.govt.nzより提出されなくてはならない。
また、ニュージーランド国内の連絡先住所の提示が必要である。

・応答期限
：期限内に応答しない場合、当該暫定拒絶が最後拒絶になる。

・異議申立による拒絶について
：ニュージーランドへの領域指定が認められた後でも、異議申立に基づく拒絶はなされうる。
異議申立期間は商標公告から3ヶ月間で、領域指定の通知日から18ヶ月経過後であっても異議申し立てがなされる可能性がある。

9. **Signature by the Office:**

Intellectual Property Office of New Zealand

Gabby Nowak
+64 4 978 3612
For the Commissioner of Trade Marks

9. 機関による署名
ニュージーランド知的財産庁
担当者氏名
電話番号、肩書

10. **Provisions of relevant law:**

10. 関連条項
関連する条項が列挙されている。

Trade Mark Regulations 2003

42 Information required in application for registration on filing

(1) The application must contain the following information when it is filed:
- (a) the applicant's name and address or, in the case of joint applicants, the name and address of each applicant unless regulation 13(2) applies:
- (b) a clear representation of the trade mark:
- (c) if the application is for registration of a series of trade marks, a clear representation of each trade mark in the series:
- (d) the goods and services for which registration is required.

(2) The information provided under subclause 1(a) relating to the applicant's address may

Case: 973508 3 of 4

② 暫定的拒絶通報への応答期間

1) 「(5) 審査 ①実体審査の概略」の欄で述べたとおり、暫定的拒絶の通報に対する応答期限は、国際事務局から国際登録の領域指定があった旨の通報がニュージーランド知的財産局にされた日から12カ月以内とされている。なお、局長の裁量により、応答期限内に応答ができなかった理由次第では、延長の申請が認められうる（商標規則32）。

2) 領域指定の通報がなされた日から18ヶ月以内にニュージーランド知的財産局により暫定的拒絶通報が送付されたにもかかわらず(マドリッド協定議定書第5条(2)(b))、国際登録の名義人がこれに応答しなければ、国際登録の領域指定は、拒絶理由を有する指定商品および役務に関し、ニュージーランドにおける権利保護の付与が拒絶され、失効する（商標規則(国際登録)第18規則(5)、商標法第44条(1)）。

③ 現地代理人の必要性の有無

暫定的拒絶の通報に対する応答について、現地代理人を選任すべき義務は規定されていない。国際登録の名義人は応答又は延長を行うに当たり、ニュージーランド知的財産局に対し名義人の連絡先となる住所を届け出なければならない（商標規則(国際登録)第14規則(3))。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

上記③で述べたように、国際登録の名義人は暫定的拒絶の通報に対する応答を自身で行うことが可能である。ただし、ニュージーランドに居住していないあるいは支店、営業所等の拠点を有していない名義人の場合は、実質的に現地代理人を選任し、その現地代理人の住所をニュージーランド知的財産局に届け出る手続が一般的に行われる。また、応答に際して、指定商品及び役務の一部減縮（MM6）又は放棄（MM7）は、国際事務局に対して手続を行うことができる（マドリッド共通規則25(1)(a)）。したがって、国際登録の領域指定に係る指定商品・役務の減縮（MM6）により、暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消していれば、登録は認められると考えられる。

ただし、当該変更が国際事務局から通知されるのが暫定的拒絶の通報の応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があるため、当該変更を申請した旨を通知しておくことが望ましい。

なお、国際事務局に対する手続の様式は以下のとおりである。

1）商品及び役務の一覧表の減縮の記録請求書	＝様式MM6
2）放棄の記録の請求書	＝様式MM7

⑤ 暫定的拒絶の通報に対しニュージーランド知的財産局に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

1）暫定的拒絶の通報に対する応答の概要は以下のとおりである。

(a) ニュージーランド知的財産局に対し国際登録の名義人のニュージーランドにおける連絡先住所を届け出る（商標規則13-15）。また、応答はニュージーランド知的財産局のウェブサイトwww.iponz.govt.nzを用いて手続することが、暫定的拒絶の通報に記載されている。

(b) 拒絶の通報に記載されている拒絶理由に対する反論。

(c) 必要に応じて反論を正当化するための証拠の提出。

(d) 必要に応じて指定商品及び役務の一部を減縮又は放棄する（商標規則第61規則(1)(a)(b)）。

この指定商品及び役務の変更手続はニュージーランド知的財産局に国内手続として直接手続することができる（商標法第37条）。また、国際事務局に対してMM6を申請することにより指定商品及び役務の変更することもできる。ただし、国際事務局に対して申請する場合には、当該変更が国際事務局から通知されるのが暫定的拒絶の通報の応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があることに留意する必要がある。

(e) 必要に応じてニュージーランド知的財産局に対して聴聞を請求する（商標規則70）。

2）ニュージーランド知的財産局は、国際登録の名義人からの応答を検討し、また、名義人の請求に基づく聴聞の結果を検討することにより、新たな拒絶理由が発見した場合には再度暫定的拒絶の通報を国際登録の名義人に対し通知する（商標法第43条、商標規則69）。なお、新たな拒絶理由であっても、領域指定の通報日から18ヶ月を超えて送付することはできない（商標規則(国際登録)第18規則(1)）。

3）上記 1）、2）の手続を繰り返したにも関わらず、拒絶理由の解消ができない場合、又は暫定的拒絶の通報に応答しなかった場合（拒絶理由が一部の指定商品・役務対する場合を除く）は、国際登録の領域指定は失効となり、権利付与の拒絶が決定する（商標規則(国際登録)第 18 規則(5)）。その後、ニュージーランド知的財産局は保護拒絶（全部）の確定声明を国際事務局に対して送付し、国際事務局から名義人にその旨通報する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(3)(5)）。

（６）拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消され、又は暫定的拒絶の通報が無かった場合には、ニュージーランド知的財産局は国際事務局に対して、職権審査完了通知（異議申立対象）を送付し、当該通知は国際事務局から国際登録の名義人に送付される（マドリッド共通規則18規則の2）。保護が認められた国際登録の領域指定については公報に公告される（商標規則(国際登録)第15規則）。公告日から3ヶ月間の異議申立期間が設定され（商標規則(国際登録)第16規則(2)）、期間内に異議申立がなされなかった場合には、ニュージーランド知的財産局にて権利保護の付与が決定する。ニュージーランド知的財産局は国際事務局に保護（一部又は全部）認容声明を送付する（商標規則(国

際登録)第19規則(2)、マドリット共通規則18規則の3(1)(2))。国際事務局は、当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則18規則の3(5)）。

なお、異議申立の結果、指定商品又は役務の一部について異議申立不成立と決定された場合は、当該一部の指定商品又は役務について権利保護の付与が決定し(商標規則(国際登録)第19規則(1)(b))、ニュージーランド知的財産局は保護の認容について国際事務局に通知する(商標規則(国際登録)第19規則(2)、マドリッド共通規則18規則の3(2))。また、異議申立の成立によって国際登録の領域指定について保護付与の拒絶が決定した場合には、その拒絶の決定[46]に対して裁判所に上訴することができる(商標法第170条)。

（7）登録

① 登録簿

ニュージーランド知的財産局において、国際登録のニュージーランドにおける保護が認められ、公報にて公告された後、異議申立期間を経て保護付与が決定されると、ニュージーランド知的財産局にて管理されている商標登録簿にその旨が登録される（商標法第181条、商標規則129）。

なお、登録簿の記載事項[47]は、ニュージーランド知的財産局において閲覧することができ、その写しを入手することができる（商標規則131）。また、その書類の請求[48]には所定の手数料の納付が併せて求められる（商標規則131）。

② 登録証の発行

登録証は保護認容声明後に国際登録の名義人に送付され、登録証には、登録番号、登録された商標、国際登録日、登録された類、登録された商品又は役務、その他の情報が記載される（商標規則130)。

（8）登録後の注意事項

① 商標の不使用に基づく登録取消

商標の不使用を理由に、ニュージーランド知的財産局に申請された取消申請が認められると、ニュージーランドにおける国際登録の領域指定の保護が停止される（商標法第 65 条)。

なお、国際登録においても商標法第 65～68 条(商標不使用による商標登録の取消)、第 73 条（商標登録の無効)、第 74 条（商標登録の無効の宣言の効力）は適用される（商標規則（国際登録）21(2))。

(1)次の理由の何れかに基づいて商標が登録されている商品及び役務の一部又は全部

[46] ニュージーランド国内における通知をいう。
[47] 国際登録番号、国際登録日、代理人の情報が記載されている。
[48] ニュージーランド知的財産局のウェブサイト
（http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635254141295555142）の「Request certified IP / documents」より請求可能である。

に関して、商標の不使用を理由として利害関係人は登録取消申請をすることができる（商標法第 65 条(1)）。以下の(a)の適用上、連続した期間とは、実際の国内登録日[49]後の日に始まり、取消申請の 1 月前まで中断なく続く期間をいう（商標法第 66 条(1A)）。

(a) 商標が商標権者により、その登録に係る商品又は役務について、ニュージーランドにおける業としての使用が、連続して 3 年以上の期間全くされていないこと

(b) 商標権者の行為又は無為の結果、商標がその登録に係る商品又は役務について一般公衆に使用される普通名称になっていること

(c) 次の事情があること、すなわち、

(i) その商標に係る物品若しくは物質（商品）が以前は特許に基づいて製造されていたか、又はその商標に係る役務が以前は特許発明に係る方法であったこと[50]、及び

(ii) 特許の満了から 2 年以上の期間が経過していること[51]、及び

(iii) 商標の文言が物品、物質又は役務についての単なる実用的な名称又は説明であること

(d) 商標登録に係る商品又は役務について、商標権者による又は商標権者の同意を得た商標の使用の結果、商標が、例えばその商品又は役務の性質、品質又は原産地等に関して公衆に誤認又は混同を生じさせる虞があること

(2) ただし、(1)の規定に拘らず、不使用が商標権者による制御の及ばない特殊事情によるものである場合は、その商標は、不使用を理由として取り消されない。

(3) 商標登録は、その使用が前記 3 年期間の満了後であるが、取消申請が行われる前に開始又は再開された場合は、(1)(a)を理由として取り消されない。

(4) (3)にいう使用の開始又は再開であって、前記 3 年期間の満了後であるが取消申請が行われる前 1 月以内でのものは、取消を免れる使用とは認められない。ただし、その開始又は再開の準備が、取消申請が行われるかもしれないことを商標権者が知る前に始まっている場合は、正当な使用と認められ取消を免れる。

② 取消申請について

取消申請をする者は以下の必要とされる情報を含めて申請しなければならない（商標規則95）。

(a) 申請人の名称及び送達宛先

(b) 申請人が代理人を有する場合は、その代理人の名称

(c) 当該申請が関係する商標の記述又は表示

---

[49]登録証に記載された、ニュージーランドにおいて保護認容が確定した日

[50]「特許発明に係る商品（製品）や役務の名称と同一の商標について取消申請を許容することを目的として本規定が設けられている。」という現地代理人からの情報がある。

[51]「特許権者に当該特許発明に係る商品や役務の名称について商標として登録することを認めているが、特許権が存続期間満了により消滅した場合、損害を受けていた第三者が当該商標登録の取消申請を行う可能性がある。この場合、当該商標登録が当該商品又は役務の名称として周知性を獲得するために、特許満了から２年の期間が設けられ、当該商標が取り消されないよう商標権者（満了した特許権についての特許権者）に猶予を与えている。」という現地代理人からの情報がある。

(d) 当該取消申請が関係する商標の登録番号
(e) 当該申請が関係する類
(f) 取消理由
(g) 申請人が商標法第65条(1)を適用する上で、被害者であると主張する根拠についての陳述

③ 取消申請に対する応答（商標規則 96）

商標権者又はライセンシーが商標法第66条(1)(a)に基づく商標登録の取消申請に反論をしようとする場合は、商標権者又はライセンシーは、局長又は裁判所により指定された期間内に、

(a) 商標法第66条(1)(a)の理由（業として3年以上連続不使用）が申請の基礎となっているときは、商標使用の証拠を提出しなければならず、又は
(b) 商標法第66条(2)が適用されるとき（不使用につき特殊事情がある場合）は、商標の不使用を正当化する特殊事情を挙げなければならない。

(1) 不使用を理由とする取消申請の対象である商標権者又はライセンシーは、商標権者又はライセンシーが当該申請を受領した後、2月以内に商標規則97（不使用を理由とする取消申請に対する答弁書の要件）を遵守する答弁書、及び当該標章の使用、又は商標法第66条(2)に掲げた種類の特殊事情の証拠を提出することにより、当該申請に異議を申し立てることができるとされている。
(2) 商標権者又はライセンシーが指定期間内に答弁書及び該当する場合は当該標章の使用の証拠を提出しなかった場合は、局長は、申請人から提出された書類に基づいて当該申請に基づいて登録取消の決定をしなければならないとされている（商標規則(国際登録)第22規則）。当該登録取消について、ニュージーランド知的財産局は国際事務局に対して無効の通報を行う(マドリッド共通規則19規則)。
(3) 局長は、できる限り速やかに、申請人に対して答弁書の写し及び関係書類の写しを送付しなければならないとされている。

④ 取消による停止の発生する時期

(1) 取消理由が国際登録の領域指定に係る商品又は役務の一部のみに関して存在する場合は、取消は、それら商品又は役務のみを対象とする（商標法第68条(1)、商標規則(国際登録)第21規則(2)(C)）。
(2) 国際登録の領域指定に係る商品又は役務が一定の範囲で取り消される場合は、商標権者の権利は、その範囲で、以下の日に取り消される（商標法第68条(2)）。
(a) 国際登録の領域指定の取消申請日、又は
(b) 局長若しくは裁判所が国際登録の領域指定の取消理由がそれより早い日に存在していたと認めるときは、その該当日

（9）異議

1）異議申立の期間（商標規則（国際登録）16）

国際登録の領域指定について、ニュージーランド知的財産局により保護が認められると公報に公告され、当該出願の公告日から3ヶ月間の異議申立期間が設定される。この期間において、何人も保護の付与に対してニュージーランド知的財産局に異議申立を請求することができる（商標規則（国際登録）16(2)）。異議申立の期限は、異議申立人の請求により(a)国際登録の名義人の同意なしで1月までの期間、及び(b)名義人の同意を得て、2月までの期間だけ延長することができる。当該期間の満了後は延長できない（商標規則（国際登録）16(3)）。異議申立の請求がなされると、局長は国際事務局に対して（異議申立に基づく）暫定的拒絶の通報を送付し、異議申立による拒絶理由を明記することとされている（商標規則（国際登録）16(5)）。

なお、国際登録においては「商標規則75」の代わりに「商標規則（国際登録）16」が適用され、「商標規則76」[52]は適用されていない（商標規則（国際登録）16(2)）。

2）商標法第47条に基づく異議申立の要件（商標規則73）

書面により、所定の手数料を併せて納付し、以下の「異議申立において必要とされる情報（商標規則74)」に明示する情報を含めて請求することが求められる。また異議申立人の署名も必要とされる。

3）異議申立において必要とされる情報（商標規則74）

(a) 異議申立人の名称及び送達宛先
(b) 異議申立人が代理人を有する場合は、その代理人の名称
(c) 商標の記述又は表示
(d) 出願番号（国際登録番号）
(e) 異議申立が関係する類又は商品若しくは役務
(f) 異議申立の理由

4）国際登録の名義人の反対陳述書（商標規則（国際登録）17）

(1)異議申立書の送付を受けた名義人は、異議申立に基づくニュージーランド知的財産局の暫定的拒絶の通知から2カ月以内に局長に対し、名義人が国際登録の領域指定に関して依拠している理由についての反対陳述書を送付しなければならない（商標規則（国際登録）17(3)）。

(2)国際登録の名義人が局長に対して所定の期間内に反対陳述書を送付しなかった場合は、名義人はその領域指定を放棄したものとみなされる（商標規則（国際登録）17(4)）。

(3)国際登録においては、商標規則79[53]に代えて商標規則（国際登録）17が適用される（商標規則（国際登録）17(1)）。

---

[52] 全当事者が合意の場合は適時に送付されたことになる異議申立書についての規定（当該登録出願がされた後 6 月以内に局長に対して送付された異議申立書は,出願人及び異議申立人がそれぞれ同意した場合は,当該申立書を送付する期間内に送付されたものとみなす)。

[53] 答弁書の送付期間についての規定（異議申立書の送付を受けた登録出願人は，当該申立書を受領した後 2 月以内に，当該申立書に対する答弁書を局長に提出しなければならない)。

5）異議申立に関する局長の決定（商標法第49条）

ニュージーランド知的財産局において局長は、異議申立の請求を受けた場合は、当事者を聴聞し、証拠を審理し、かつ、商標を登録すべきか否か、また、登録に関して付すべき条件がある場合は、如何なる条件を付すかを決定しなければならない。異議申立手続の終了後、異議申立が成立した場合は、ニュージーランド知的財産局は、国際登録の名義人に拒絶決定を送付し、その後国際事務局に保護拒絶確定声明を送付する。（マドリッド共通規則18規則の3(3)、商標法第49条(c)）異議申立が不成立の場合は、ニュージーランド知的財産局は、国際事務局に保護認容声明を送付する（マドリッド共通規則18規則の3(2)）。

（１０）上訴

国際登録のニュージーランドへの領域指定からニュージーランドについて権利保護の付与が決定されるまでの審査の流れの中で、以下の時点において、国際登録の名義人は上訴を提起することができる。

暫定的拒絶の通報後に国際登録の保護が拒絶された場合には、拒絶決定の日から20日開庁日以内、又は、異議申立、取消申請、訂正、無効についての決定の成立に基づく、当該各決定の日から20日開庁日以内に裁判所に上訴を提起できる（商標法第170条-171条）。

（１１）権利行使

① 権利の発生時期、条件

国内商標権は、出願日（優先権を伴う場合は最先の優先日）から起算して10年間有効であり、さらに、10年を単位として繰り返し更新が可能である（商標法第57条-58条）。

マドリッド協定議定書に基づく国際登録は、国際登録日から10年間有効であり、更に10年間を単位として繰り返し更新が可能である。効力の発生は国際登録日又は領域指定請求の記録日（事後指定の日）から生ずる（マドリッド協定議定書第4条(1)(a)、商標規則(国際登録)第20規則(2)）。

【ニュージーランドにおける商標権を侵害する行為】

１．同一又は類似の標識が業として使用された場合の権利侵害（商標法第89条）

(1)権原無き第三者が業として、以下の標識の使用をする行為を言う。

(a)その商標の登録に係る商品又は役務の何れかに関して、登録商標と同一である。

(b) その商標の登録に係る商品又は役務の何れかに類似する商品又は役務に関して、登録商標と同一である標識。ただし、その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があることを条件とする。

(c) その商標の登録に係る商品又は役務の何れかと同一又は類似の商品又は役務に関して、登録商標と類似する標識。ただし、その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があることを条件とする。又は

(d) その商標の登録に係る商品又は役務の何れとも類似していない商品又は役務に関して、登録商標と同一若しくは類似の標識。ただし、その商標がニュージーランドにおいて周知であり、かつ、その標識の使用がその商標の識別性又は名声を不当に利用するか若しくはそれに対して有害であることを条件とする。

(2)上記の規定は、その標識が、その標識の使用が商標の使用であると受け取られる虞のある方法で使用される場合に限り、適用する（商標法第89条(2)）。また、商標法第92条から第98条まで（権利侵害にならない行為）に該当する行為については、上記の規定にかかわらず権利侵害とはならない（商標法第89条(3)）。

２．契約上の一定の義務を守らない場合の権利侵害（商標法第90条）

(1)契約上の以下の事情においては登録商標の権利侵害とされる。

(a)商品の購入者又は所有者が、その商品に関し、以下の(2)に記載する何れの行為も実行しないことを条件とする内容の書面での契約を、その商品の購入者又は所有者と登録商標の商標権者又はライセンシーとが、締結しており、かつ

(b)そのときの商品所有者が、

(i) 契約義務を認知しており、かつ

(ii) 業として、又は業として当該商品を取り扱う目的で、それらの行為の何れかを実行するか又は許可し、かつ

(iii) 契約義務についての通知を受ける前に、有価かつ善意で当該商品を購入しておらず、かつ

(iv) (iii)が適用される所有者の権原の承継人でない場合

(2)(1)にいう行為とは、具体的には以下の行為を言う。

(a) 契約で特定された方法で、登録商標に係る商品の外装や包装を変更し、契約後にその商品について当該登録商標を利用すること

(b)商標が商品に付されている場合において、

(i) 商標の変更、一部除去又は一部抹消

(ii) その商品への他の商標の利用

(iii) 商品に対する、商標の評判に害を与える虞のある文面資料の追加

(c)商標が商品に付されており、かつ、商標権者又はライセンシーとその商品との間の業としての関連を示す他の事項もその商品に表示されている場合において、商標の除去又は抹消。その場合、それが、全部であるか一部であるかを問わない。

３．権利侵害が会社名の使用から生じたということは抗弁ではない（商標法第91条）

商標に関する権利侵害訴訟において、権利侵害が会社の登録に係る名称の使用から生じたということは抗弁ではない。

【ニュージーランドにおける商標権の侵害とならない行為】

1) 商標がその効力が及ばない範囲で使用される場合における使用。具体的には、登録簿

に商標に関する条件が記載されている場合に、その条件によって商標登録の効力が及ばないことになる方法または状況においての商標の使用（商標法第92条）。

2) 比較公告のための商標の使用。ただし、工業的又は商業的事項に関する誠実な慣行に従っていない使用は、その使用が正当な理由なく当該商標の識別性又は名声を不正に利用するか又はそれを害する場合は、当該商標を侵害するものとして取り扱われる（商標法第94条）。

3) ある者が誠実な慣行に従ってした以下の商標の使用（商標法第95条）。

(a)自身の名称又は自身の事業所の名称

(b)自身の営業上の前任者の名称又は自身の前任者の営業所の名称

(c)次のものを表示する標識

(i) 商品又は役務の種類、品質、用途、価格、原産地、若しくはその他の特徴

(ii)商品生産若しくは役務提供の時期

(d)商品（特に付属品又は予備部品）又はサービスの用途を表示するために合理的に必要である場合の商標の使用。

4) 無登録商標の一定の継続的使用（商標法第96条）。例えば、登録商標(「商標X」)は、次の事情においては、無登録商標(「商標Y」)の使用によって侵害されない。

(a)商標Y は、商標X と同一であるか又は類似しており、かつ、商標X の登録に係る商品又は役務と同一であるか又は類似している何れかの商品又は役務について使用されており、かつ

(b)商標Y が、次の日の内の何れか早い方より前に、その所有者若しくは所有者の権原上の前任者により業としてそれらの商品又は役務について使用されていた場合

(i) 商標X についてのニュージーランドにおける登録出願日、又は

(ii)商標X がその所有者若しくは権原上の前任者により最初に使用された日、及び

(c)商標Y が、前述の(b)(i)又は(ii)に該当する日以来、所有者の権原上の前任者がいる場合はその前任者及び所有者により、業としてそれらの商品及び役務について継続して使用されている場合

5) 商品に関して登録されている商標において、その商標権者又はライセンシーと業として関連している同一又は類似の商品についてのその商標の使用（商標法第97条）。

ただし、それらの商品又はそれらが構成する主な部分に関して、

(a)商標権者又はライセンシーがその商標を使用し、その後それを除去若しくは抹消しないでいるか、又は

(b)商標権者又はライセンシーがその商標の使用に同意していることを条件とする。

6) 登録商標によって与えられる権利の消尽（商標法第97A条）。

(1)次の1又は2以上の状況において、その商標の下に世界中の何れかの市場に出された商品に関するその商標の使用(宣伝目的での使用を含む)。

(a)商標権者による使用

(b)商標権者の明示若しくは黙示の同意を得た使用

(c)商標権者の特殊関係人による使用

(2)(1)(c)の適用上、商標権者の特殊関係人となるのは次の場合とする。

(a)両者が同じグループ会社に属している場合、又は

(b)両者が法人であって、実質的に同じ構成員からなるか、又は直接的若しくは間接的に同じ人の管理下にある場合、又は

(c)両者の一方が、他方による商標の使用を実質的に管理している場合、又は

(d)第三者が、両者の個々による使用を実質的に管理している場合

(3)(2)の適用上、

(a)グループ会社には、1993年会社法の第5条が意味する範囲での持ち株会社及びその子会社が含まれ、また

(b)ある者が商標の使用を実質的に管理するとは、当該人が商標の使用を許可できるか、又はその使用方法について大きな影響力を有する場合をいい、その許可や影響が如何なる形で生じるかを問わない(例えば、直接的か間接的かを問わず、所有権限、契約、協定、合意、これらの組合せ又はその他によるかを問わない)。

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

【民事措置】

商標権の侵害行為に対する民事訴訟は、通常ニュージーランドの裁判所で受け付けられる。裁判所は侵害手続において、以下の救済措置を認めることができる（商標法第106条、108条）。

(a) 差止命令。

(b) 原告の選択により、損害賠償または利益の返還。

(c) 侵害品の廃棄。

具体的には、以下の措置が商標法上規定されている。

１．違反標識の消去等に関する命令（商標法第108条）

1)裁判所は、登録商標の排他的権利を侵害した侵害者に対して以下の命令をすることができる。

(a) 侵害者が所持、保管又は管理している侵害商品、侵害素材又は侵害物体から違反標識を消去、除去又は抹消すること、又は

(b) 違反標識を消去、除去又は抹消することが合理的にみて実行可能でない場合は，侵害商品、侵害素材又は侵害物体を廃棄すること

2) 1)の規定に基づく命令が遵守されないか又はその命令が遵守されない虞があると裁判所が認める場合は、裁判所は、侵害商品、侵害素材又は侵害物体を裁判所が指示する者に引き渡させ、次の行為を実行させる命令をすることができる。

(a) 侵害商品、侵害素材又は侵害物体から違反標識を消去、除去又は抹消すること，又は

(b) 違反標識を消去，除去又は抹消することが合理的にみて実行可能でない場合は，侵害商品，侵害素材又は侵害物体を廃棄すること

２．民事訴訟手続おける引渡命令

(1) 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての引渡命令（商標法第109条）

1) 裁判所は、商標権者以外の他人が所持しているか又は裁判所に提出されている侵

害商品、侵害素材又は侵害物体を、裁判所が適当と考える第三者（代理人等）又は商標権者に引き渡すよう命令することができる。

2）次の場合を除き、本条に基づく命令を出すことはできない。

(a) 裁判所が第110 条に基づく命令を出す場合、又は

(b) 裁判所にとって、同条に基づく命令を出すべき理由があると思われる場合

3）本条に基づいて出された命令に基づいて侵害商品、侵害素材又は侵害物体の引渡を受けた者は、第110 条に基づく命令が出されていない場合は、それらを以下の時まで保持しなければならない。

(a) 同条に基づく命令の発出、又は

(b) 同条に基づく命令を発出しない旨の決定

4）本条の規定は、裁判所の他の権限に影響を及ぼさない。

(2) 侵害商品、侵害素材又は侵害物体についての処分命令（商標法第110条）

第109 条に基づく命令に基づいて引き渡された侵害商品、侵害素材又は侵害物体を以下のとおりに処理する命令を出すよう裁判所に申請することができる。

(a) 没収して、登録商標の所有者又は裁判所が適当と考えるそれ以外の者に引き渡すこと、又は

(b) 廃棄するか、又は他裁判所が適当と考えるそれ以外の方法で処分すること

【刑事措置】

ニュージーランドでは、商標の侵害を取り扱う刑事訴訟がある。次の行為は、罰金、5年以下の懲役、又は罰金及び懲役の両方である。なお、国際登録においては、以下の規定の適用について、商標規則（国際登録）24に明示されている。

1）登録商標を偽造する行為（商標法第120条）。

2）商品又は役務について登録商標の虚偽の使用をする行為（商標法第121条）。

虚偽の使用とは、例えば商標権者の同意を得ることなしに、当人が故意に、その登録商標又は当人がその商標と誤認される虞があることを知っている標識を商品又は役務について使用することをいう。詳細は商標法121条(2)～(5)に列挙されている。

3）上記 1）～2）のいずれかを幇助する行為（商標法第 122 条-124 条）。

【国境措置】

1）商標権者である者は、税関局長に対し書面をもって、次の内容の通知を提出すことができる（商標法第137条）。

(a)当人が、その通知において指定した商品に関して登録されている商標権者であることを主張すること、及び

(b) 税関局長に対し、商品であって、その上に又はそれとの物質的関係において侵害商標が使用されており、現に税関の管理下にあるか、又は随時管理下に入るものを留置するよう請求すること

2）商標法第137条に基づく通知は、その請求を裏付ける所定の明細を含み、かつ、当該通知の有効期間を指定しなければならない。当該有効期間はその通知の日から5年以

内、又はその通知が関係する登録商標がその通知の日から5年以内に満了する場合は、現在の登録が存続する期間を上回らないことと規定されている（商標法第138条）。

3）税関局長は、調査を行うか否かに拘らず、商品が侵害標識についての通知に関係する商品であると思われるかを決定する（商標法第146条）。

4）税関局長が、税関の管理下にある輸入商品が商標法139条に基づいて受理された通知に関係する商品である可能性があると判断すると、それらの商品は税関局長又は税関職員の保管の下に留置されることとなる（商標法第149条）。

5）税関職員の執行権限として、税関職員は税関の管理下にある如何なる輸入商品も、それらが商標法第124 条(a)に基づく罪（登録商標が虚偽の使用をされていることを当人が知っている商品を、取引又は製造のためにニュージーランドに輸入すること）の証拠であり又はその罪の調査に重要な関連があると税関職員が信じるに足りる合理的な理由がある場合は、押収することができる（商標法第155A条）。

6）以下の規定に違反した者は、個人の場合は6月以下の拘禁又は10，000ドル以下の罰金、法人の場合は50，000ドル以下の罰金が科せられる（商標法第155J条）。
a）何人も第155B条に基づいて出された通知（最高行政官が税関の管理下にある商品に関する書類の提出要求）の遵守を、正当な理由なく拒否し又は怠ってはならない。
b）第155C条に基づいて出された通知（最高行政官がある者に対して税関の管理下にある商品について出頭して質問に回答させる要求）により、税関職員の所へ出頭し、質問に回答するよう要求された者は、正当な理由なく当該通知に従って税関職員の所へ出頭することを拒否し若しくは怠ること、又は質問への回答を拒否することをしてはならない。

（１２）議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

① セントラルアタック等により国内出願に変更した際の取扱い

国際登録が、本国官庁からの請求により指定商品及び役務の全部又は一部について取り消された場合は、当該国際登録の名義人は、当該取り消された商品又は役務の全部又は一部について、ニュージーランドの国内出願に変更（以下、「転換出願」という。）することができる（商標規則（国際登録）27-29）。

1）転換出願の条件は以下のとおり（商標規則(国際登録)第27規則(3)）。
(a) 国際登録の取消日から3ヶ月以内に転換出願を行った場合。
(b) 国際登録の名義人がニュージーランド知的財産局に対して転換出願を行った場合。
(c) 転換出願の指定商品及び役務が、国際登録簿上で取消しとなった指定商品及び役務のリストに含まれている。

2）転換出願の出願日は、取消しとなった国際登録の国際登録日（取消しとなった国際登録が事後指定によるものの場合は、事後指定日）（商標規則(国際登録)第28規則）。

3）ニュージーランドで保護されていた国際登録の転換出願は、方式審査のみ実施され、登録される（商標規則(国際登録)第29規則(1)）。

4）ニュージーランドに保護を求めている国際登録の転換出願は、国内においてもそのまま審査が引き継がれる（商標規則(国際登録)第29規則(2)(3)）。

② 代替

ニュージーランドで登録された商標と同一の商標が国際登録の対象であり、かつ、その商標権者が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録により生ずるすべての権利を害することなく、当該国内登録を代替することができる（商標規則(国際登録)第30規則）。代替の請求を受領する条件は、マドリッド協定議定書第4条の2(1)(i)～(iii)[54]に記載した条件に加えて、

(a) 国内登録の対象である全ての商品及び役務が国際登録の対象である。

(b) 国際登録がニュージーランドにおいて権利保護の付与が決定していることが必要である（商標規則（国際登録）30(1)）。

1）代替の手続

国際登録の名義人がニュージーランド知的財産局に対して代替請求することにより手続が行われ、ニュージーランドの登録簿にその旨記載される。国際事務局に対する通知はニュージーランド知的財産局により行われる（商標規則（国際登録）30(5)）。

2）代替による効力の発生

国内登録の対象であった全ての商品及び役務について、代替した国際登録における保護の効力発生日は、国内登録の登録日である（商標規則（国際登録）30(2)）。

3）代替の手続登録後も、国際登録の領域指定と国内登録商標とは共存する。（商標規則(国際登録)第 30 規則(4)）

[54] いずれかの締約国の官庁による国内登録又は広域登録の対象である標章が国際登録の対象でもあり、かつ、その名義人が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録又は広域登録により生ずるすべての権利を害することなく、かつ、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、当該国内登録又は広域登録に代替することができるものとみなす。

(i)　国際登録による標章の保護の効果が第 3 条の 3(1)又は(2)の規定に基づいて当該締約国に及んでいること

(ii)　国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録においても指定されていること。

(iii)　(i)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていること

（１３）議定書に関する宣言[55]

① 個別手数料を賦課するマドリッド協定議定書８条(7)(a)の宣言

② 暫定的拒絶の通報の送付期間を、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 カ月に延長するマドリッド協定議定書５条(2)(b)の宣言

③ 18カ月の期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行なわれる可能性があることを通報できるマドリッド協定議定書5条(2)(c)の宣言

④ 標章を使用する意思の宣言書を求めるマドリッド共通規則7規則(2)の宣言

願書及び事後指定において、ニュージーランドを領域指定することで、国際登録の名義人は自分自身で又はその同意の下で、指定商品又は役務について国際登録に係る商標の使用をする意思があることを宣言することになる。ただし、ニュージーランドを領域指定することで当該使用意思について宣言したこととなり、別途書類を提出する必要はない。

⑤ 国際登録簿のライセンスの記録が締約国において効力を有しない旨の宣言（マドリッド共通規則20の2(6)(a)）

ニュージーランドの国内法ではライセンスに関する登録を定めておらず、国際登録簿に記録されているライセンスの記録が効力を有しない旨国際事務局に通報している。

（１４）ニュージーランドに特徴的な制度

コンセント制度

先行商標の存在を理由として拒絶された場合、当該先行商標権者の同意（コンセント）があれば、自己の出願は登録を受けられるとする制度が存在する（商標法第26条）。

[55] http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2012/madrid_2012_17.doc

（１５）ニュージーランド知的財産局ウェブサイト等から入手可能な情報

① ニュージーランド商標検索システム

参照アドレス：http://www.iponz.govt.nz/cms

(1) 簡易検索(Simple Search)

ここでは、ニュージーランド知的財産局が提供するデータベースを用いて商標の簡易検索を行う手順を紹介する。

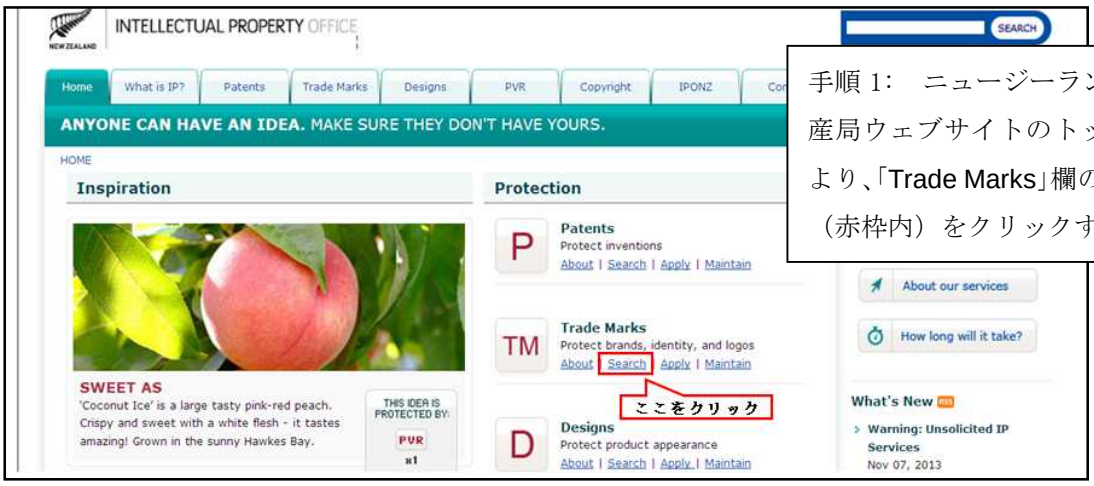

手順 1:　ニュージーランド知的財産局ウェブサイトのトップページより、「Trade Marks」欄の「Search」（赤枠内）をクリックする。

手順 2：簡易検索を実行。「Search Criteria」欄の検索窓に、キーワード及び／又は事件番号を入力して、「Search」をクリックする（ここではキーワード「apple」で検索）。

※簡易検索実行以降の手順については、後述する高度検索の手順 4～5 を参照されたい。

(2) 高度検索(Advanced Search)

ここでは、ニュージーランド知的財産局が提供するデータベースを用いて商標の検索を行い、検索された商標の詳細情報を読み取るまでの手順を紹介する。

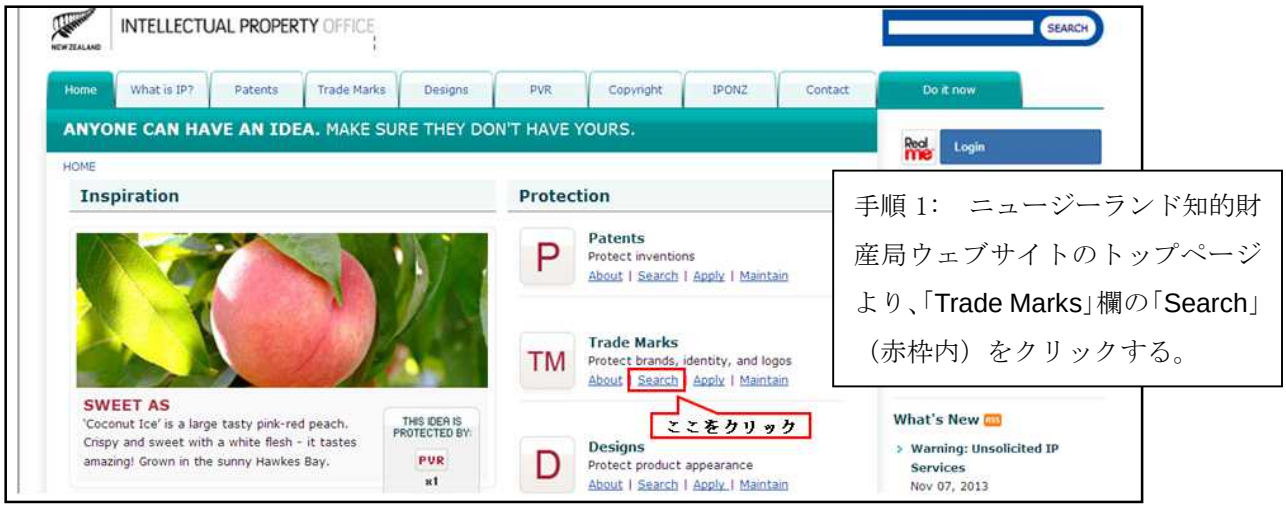

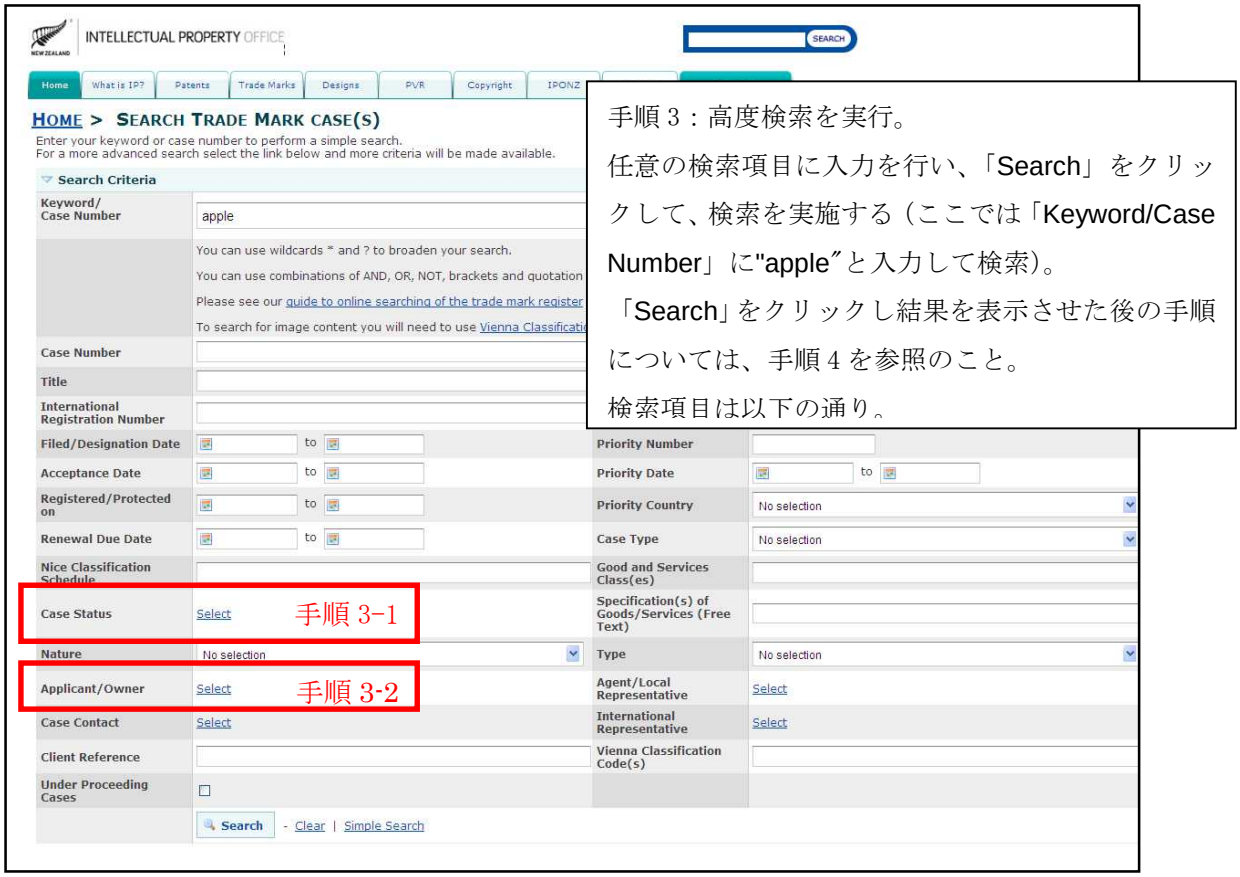

1) Keyword/Case Number：キーワード/事件番号
2) Case Number：事件番号※[1]
3) Title：(事件の)名称（商標名等を入力する）
4) International Registration Number：国際登録番号
5) Filed/Designated Date：出願/領域指定日
6) Acceptance Date：保護が認められた日(保護確定日ではない)
7) Registered/Protected on：登録/保護確定日
8) Renewal Due Date：更新期日
9) Nice Classification Schedule：ニース国際分類表
10) Case Status：現在のステータス（詳しくは手順 3-1）
11) Nature：商標の性質（以下より選択可）
    - Trademark：商標
    - Collective Mark：団体商標
    - Certificate：証明商標
12) Applicant/Owner：出願人/所有者（詳しくは手順 3-2）
13) Case Contact：事件の連絡先(代理人等)（詳しくは手順 3-2）
14) Client Reference：クライアントの整理番号
15) Under Proceeding Cases：係属中事件

（係属中の事件のみを探したい場合はチェックを入れ、そうでない場合はチェックを入れない。）

16） Priority Number：優先権番号

17） Priority Date：優先日

18） Priority Country：優先国（選択）

19） Case Type：事件の種類（以下より選択可）

・International Registration：国際登録

・Trademark：商標

20） Goods and Services Class(es)(Free text)：商品及び役務の分類

21） Specification(s) of Goods/Services(Free text)：商品及び役務の具体的な記載

22） Type：商標の種類（以下より選択可）

・Word：文字商標

・Image：図形商標

・Combined：複合商標

・3D：立体商標

・Animation：動的商標

・Color：色彩商標

・Sound：音響商標

・Smell：匂いの商標

23） Agent/Local Representative：代理人/現地代理人

24） International Representative：国際代理人

※[1] IP Number 及び Case Number について

「IP Number」とは、1 つの商標出願に対して 1 つだけ付与される 6 桁の番号である。「Simple Search」又は「Advanced Search」のページにおいて、この「IP Number」を検索項目「Case Number」に入力すると、当該「IP Number」に紐付けられた出願を検出することができる。

手順 3-1：検索項目「Case Status」を入力する（当該検索項目の入力は任意である）

①高度検索ページの項目「Case Status」の「Select」をクリックし、新しいウィンドウ「Search Case Status」を開く（当該検索項目の入力は任意である）。

②「Search Case Status」の下記検索項目を入力して「Search」をクリックし、ステータスを絞り込む（絞込みを行なわない場合は③へ）：

・Case Type 商標の種類：以下の 2 種類より選択し絞り込む。

Trade Marks(商標)／International Registration (国際登録)

・Live：有効又は無効な商標を選択し絞り込む。

Live（有効な商標）／Dead（無効な商標）／Undefind（有効・無効を問わず検索）

③ステータスの一覧を表示させたら、所望のステータスにチェックを入れる(複数選択可)。
ここでは「Accepted　(trademark)」を選択した。

例）　Under Examination：審査中（国内出願、国際出願）

Registered：登録（国内出願）　　Protected：保護確定（国際出願）

Rejected：拒絶（国内出願）　　Refused：拒絶確定（国際出願）

④ページ下部の「Select」をクリックする。

⑤高度検索のページで、「Case Status」欄に所望のステータスが入力されていることを確認して入力完了。同画面で「Search」をクリックすると、結果が表示される。

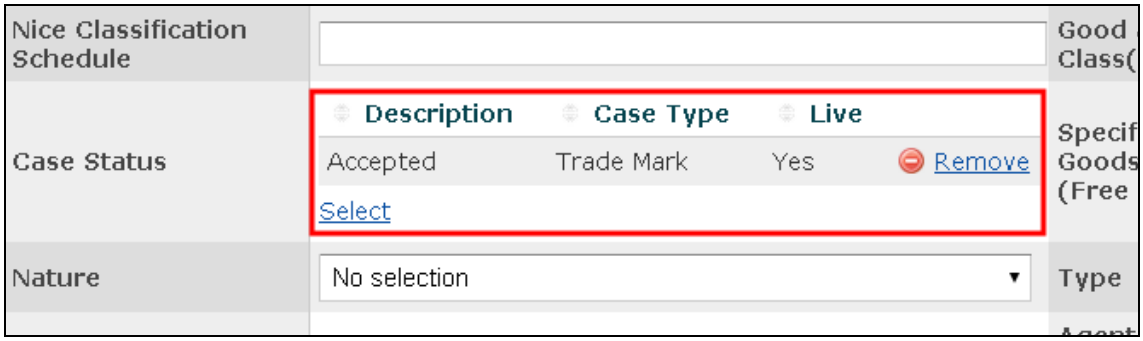

※ステータスの詳細についてはニュージーランド知的財産局ホームページを参照のこと[56]。

手順 3-2　検索項目「Applicant/Owner」を入力する（検索項目「Case Contact」も同じ手順で入力できる）（当該検索項目の入力は任意である）。

①「Applicant/Owner」の「Select」をクリックして、新しいウィンドウ（「SEARCH CLIENT」）を開く。

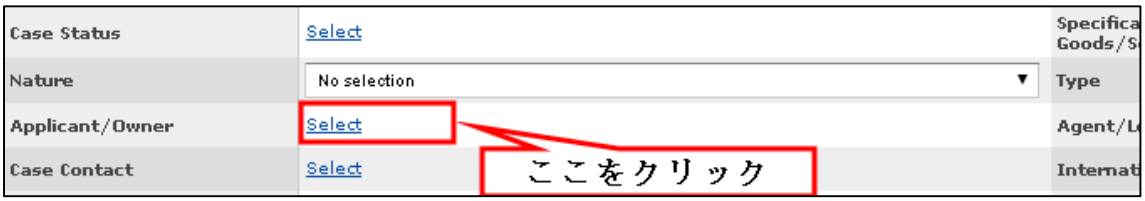

② 検索項目（下記参照）に出願人又は名義人等に関する情報を入力し、「Search」をクリックする（ここでは「Name」に"apple"と入力して検索）。

・Name：代理人、出願人等の氏名又は名称

・Id：識別番号　　・E-mail：メールアドレス

・Phone：電話番号　　・Mobile：携帯電話番号

・Address：住所　　・Post Code：郵便番号

・Town：市町村　　・Country：国名(選択式)

56 http://www.iponz.govt.nz/cms/contact/ask-a-question/what-are-the-status-descriptions#3

③ 検索結果一覧が表示されたら、所望の出願人/名義人を選択してチェックを入れ(複数選択可)、「Select」をクリックする。

④ 「Select」をクリックし、「Search Criteria」のページ（手順 3 の画像参照）に戻ったら、検索項目「Applicant/Owner」に、③で選択したクライアントが入力されていることを確認して入力完了。同画面で「Search」をクリックすると、結果が表示される。

手順 4:　所望の事件に関するページ(以下「詳細ページ」を表示又は取得する

所望の事件を選択し、詳細ページをインターネット上で表示させる(手順 4-1)、又はメールで取り寄せる(PDF 又は Excel)(手順 4-2)。

手順 4-1　　詳細ページをインターネット上で表示する

① 手順 3 による検索の結果（ここでは「Keyword/Case Number」に"apple"と入力して検索）が表示されたら、所望の事件の「Case Number」をクリックして完了。

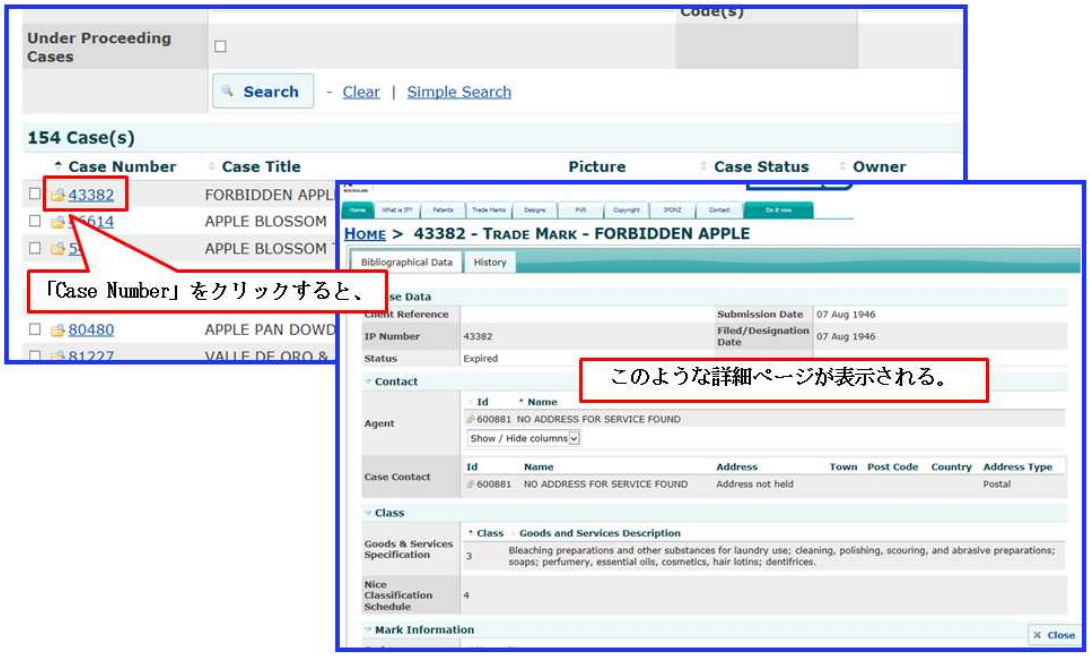

手順 4-2　　詳細ページを取り寄せる

①所望の事件の左横にあるチェック欄にチェックを入れ(複数の事件を選択可能)、「Get Result list」をクリックする。

□ 新しいウィンドウが表示され、送付先メールアドレスを求められるので、これを入力する。さらに、データの形式（PDF 又は Excel）を選択する。

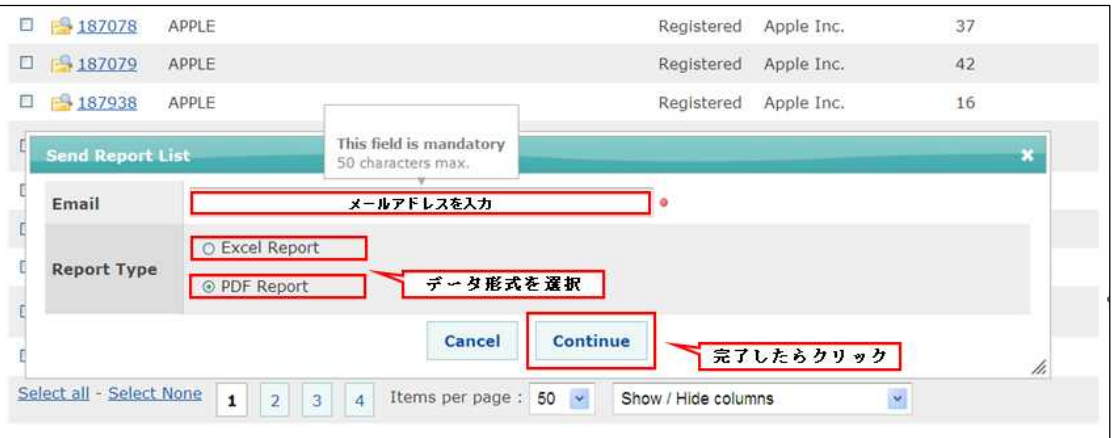

③　完了画面が出たら「OK」をクリックして完了。

※なお、手順 4-1)を実行して詳細を表示して、ページ下部の「Get PDF」をクリックした後、さらに手順 4-2)②～③を実行することで、当該詳細をメールで取り寄せることもできる。

手順 5:　　詳細ページから情報を読み取る

詳細ページに含まれる内容は大きく以下の 3 つに分けられる：

1) Bibliographical data：書誌情報
2) History：経過情報
3) Document：当該事件に関する書類(該当の場合のみ)

以下では、特に 1)Bibliographical data と 2)History の内容について記載する。また、異議申立がある事件の詳細ページの内容については、手順 5-1)に記載する。

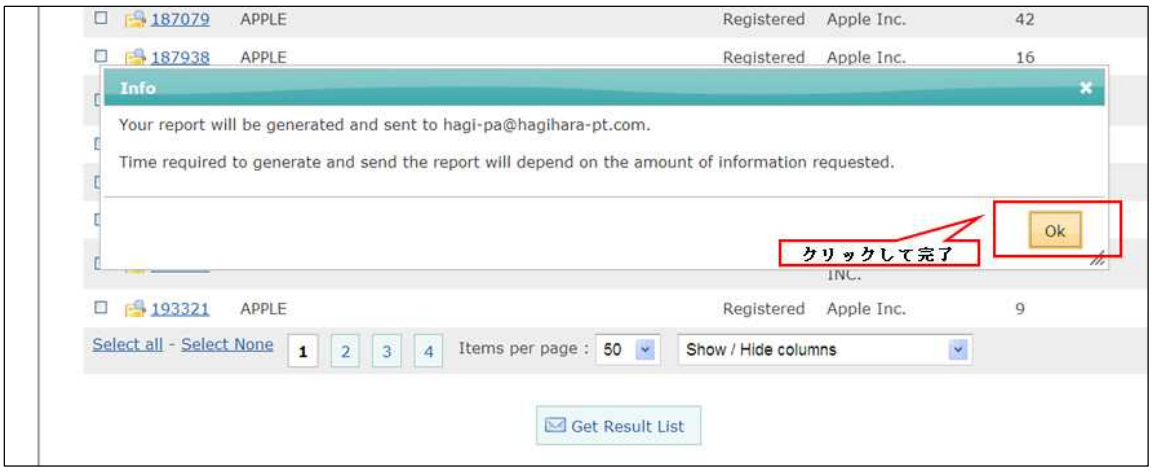

1) Bibliographical data　　書誌情報

書誌情報に含まれる内容は大きく 5 つに分けられる（下図参照）。

・Case Data：事件データ

当該事件の基本情報 (例、IP Number(Case Number とも呼ばれる)、Status(現在の状態)、及び出願/登録日等の各種日付等) が掲載されている。

・Contact：連絡先

Agent(代理人)、Applicant(出願人)、Case Contact(事件の連絡先)等が掲載されている。

・Class：分類

Goods ＆ Services Specification(指定商品/役務の指定)が掲載されている。

・Mark Information：標章に関する情報

標章自体に関する情報(シリーズ商標であるか否か、標章の性質、種類、名称等)が掲載されている。

・～Linked case(s)：当該事件に関連するページへのリンク(上記画像には掲載されていないが、該当の場合には掲載される。例、異議申立のページ)

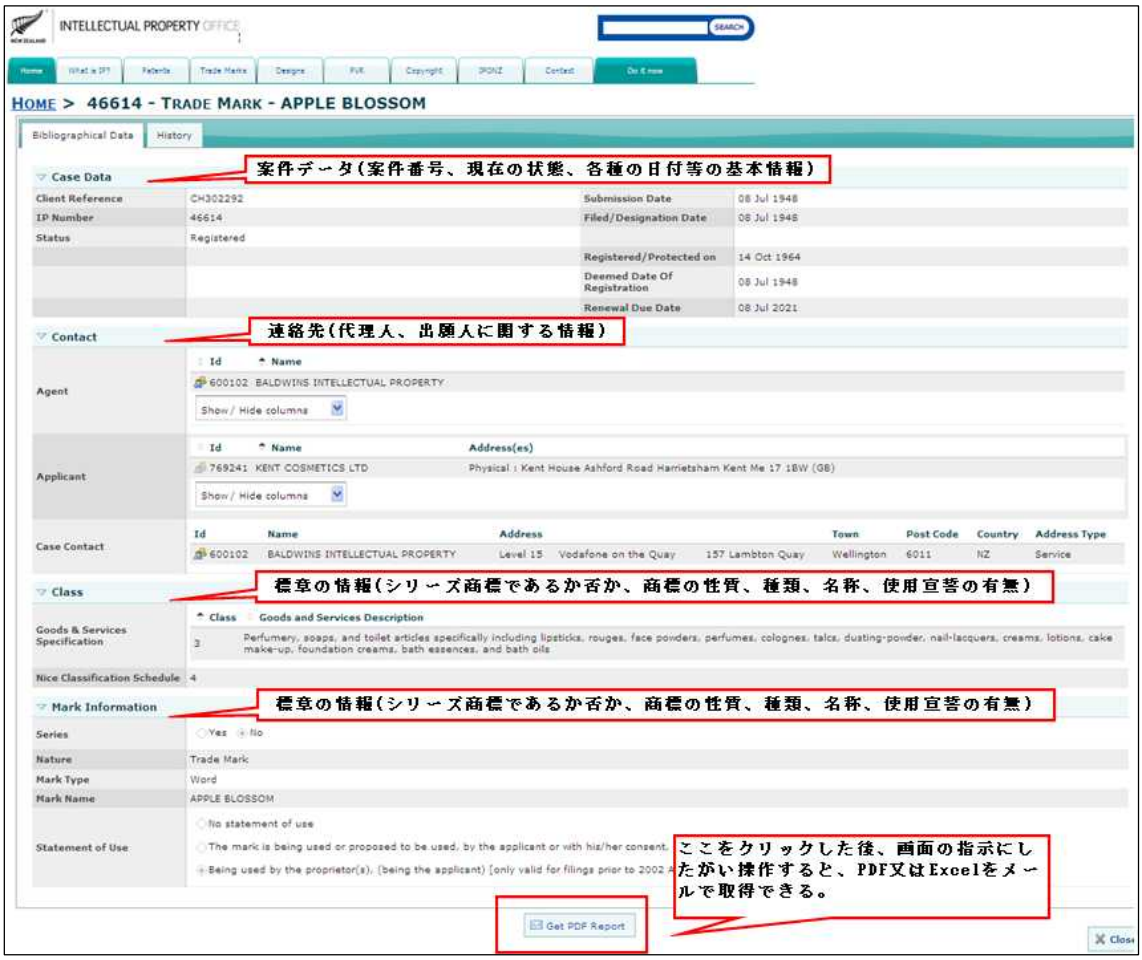

2)　History　経過情報

経過情報に含まれる項目は以下のとおりである。

・History Type：履歴の種類

・Description：履歴の表示

・Creation date：履歴がニュージーランド知的財産局のシステム上に掲載された日

・Journal：履歴が公開されている、ニュージーランド知的財産局発行の商標公告の番号

・Published：履歴がニュージーランド知的財産局発行の商標公告に掲載された日

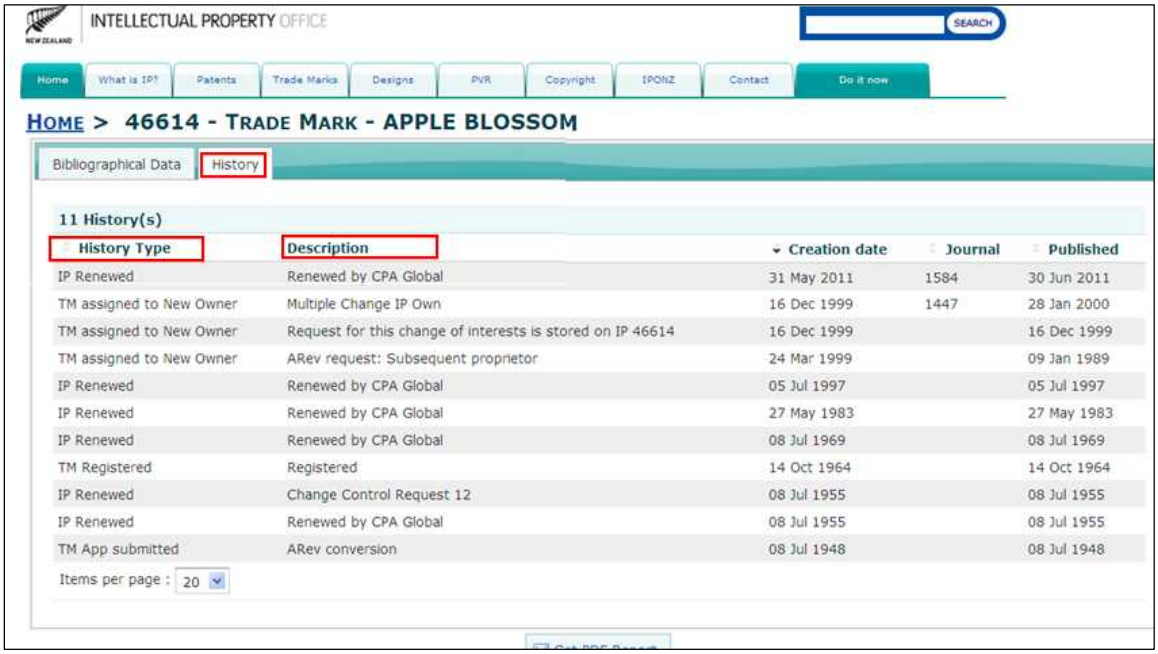

History Type	Description	Creation date	Journal	Published
IP Renewed	Renewed by CPA Global	31 May 2011	1584	30 Jun 2011
TM assigned to New Owner	Multiple Change IP Own	16 Dec 1999	1447	28 Jan 2000
TM assigned to New Owner	Request for this change of interests is stored on IP 46614	16 Dec 1999		16 Dec 1999
TM assigned to New Owner	ARev request: Subsequent proprietor	24 Mar 1999		09 Jan 1989
IP Renewed	Renewed by CPA Global	05 Jul 1997		05 Jul 1997
IP Renewed	Renewed by CPA Global	27 May 1983		27 May 1983
IP Renewed	Renewed by CPA Global	08 Jul 1969		08 Jul 1969
TM Registered	Registered	14 Oct 1964		14 Oct 1964
IP Renewed	Change Control Request 12	08 Jul 1955		08 Jul 1955
IP Renewed	Renewed by CPA Global	08 Jul 1955		08 Jul 1955
TM App submitted	ARev conversion	08 Jul 1948		08 Jul 1948

手順 5-1　　異議申立がある場合の詳細ページ内容

Bibliographical data、History、Document(該当の場合のみ)に加えて、ページ下部に異議申立に関するページへのリンクが掲載されている。

異議申立に関する情報を確認するには、

① 掲載されたリンクの「Case Number」（赤枠内）をクリックして異議申立に関するページに移動する。

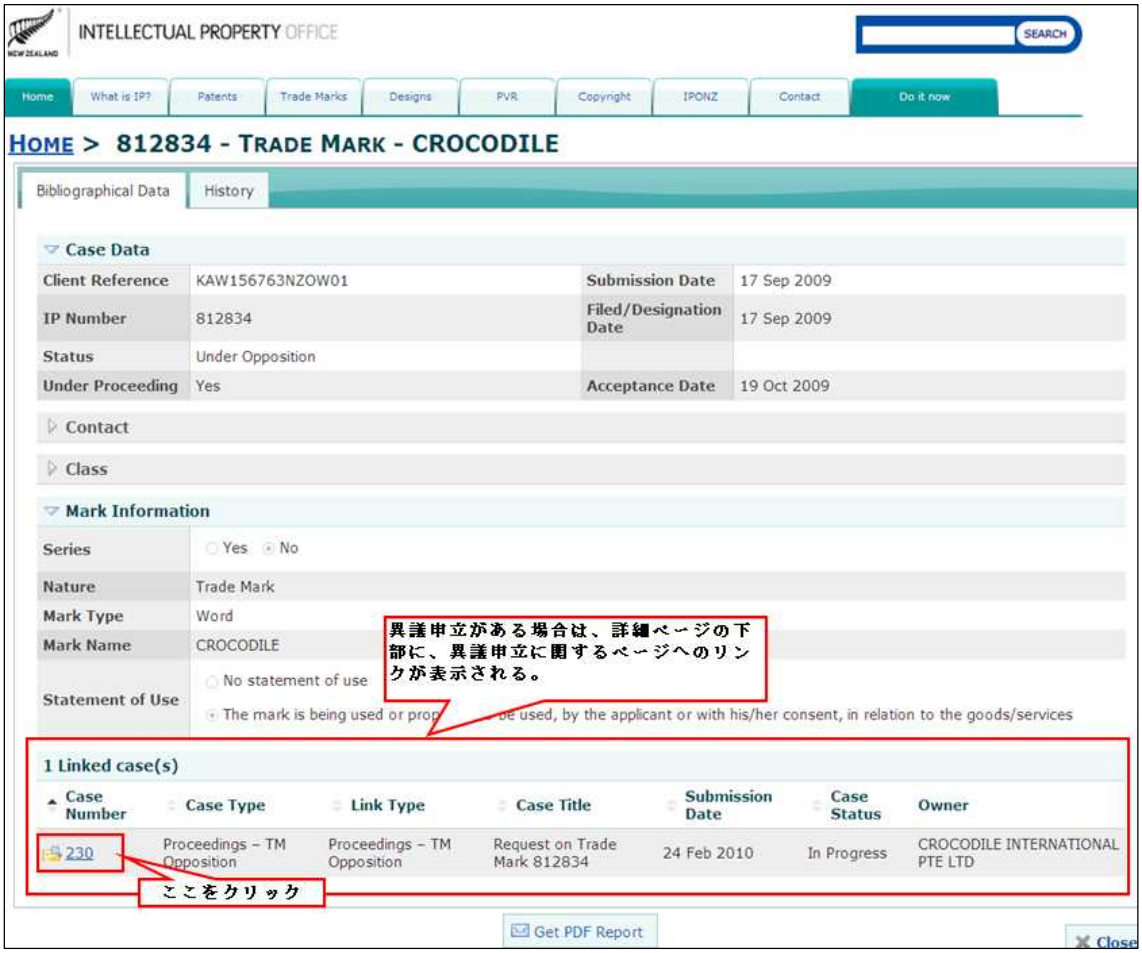

② 異議申立に関する情報を読み取る。大きく以下の 4 つに分けられる。

・Case data：事件データ（事件番号、整理番号、現在の状態等）

・Client：異議申立人、その代理人等の情報

・Related IP Case：当該異議申立に関連する事件についての情報

・～Linked case(s)：当該異議に関連する事件へのリンク

INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

SEARCH

Home | What is IP? | Patents | Trade Marks | Designs | PLR | Copyright | IPONZ | Contact | Do It Now

HOME > 230 - PROCEEDINGS – TM OPPOSITION - REQUEST ON TRADE MARK 812834

Bibliographical Data | History

Case Data

事件データ（事件番号、現在の状態等）

Case Number	230	Client Reference	V12202 EJS.NK
Case Status	In Progress		
Hearing Date		Halt Until	

Client

クライアントについての情報（代理人、異議申立人、事件の連絡先等）

Agent

Id	Name
600330	HENRY HUGHES

Show / Hide columns

Opponent

Id	Name	Address(es)
1330272	CROCODILE INTERNATIONAL PTE LTD	Physical : Crocodile House #07-00 No. 3 Ubi Ave 3 Singapore 408857 (SG) Postal : Crocodile House #07-00 No. 3 Ubi Ave 3 Singapore 408857 (SG)

Show / Hide columns

Case Contact

Id	Name	Address	Town	Post Code	Country	Address Type
600330	HENRY HUGHES	PO Box 356	Wellington	6140	NZ	Postal

Related IP Case

関連する事件についての情報（異議申立の対象となった事件の基本情報、出願人、代理人、連絡先等）

Case

Case Number	Case Type	Case Title	Picture	Submission Date	Case Status	Owner
812834	Trade Mark	CROCODILE		17 Sep 2009	Under Opposition	Lacoste

Applicant

Id	Name
1286103	Lacoste

Show / Hide columns

Agent

Id	Name
600102	BALDWINS INTELLECTUAL PROPERTY

Show / Hide columns

Case Contact

Id	Name	Address			Town	Post Code	Country	Address Type
600102	BALDWINS INTELLECTUAL PROPERTY	Level 15	Vodafone on the Quay	157 Lambton Quay	Wellington	6011	NZ	Service

1 Linked case(s)

関連する事件の詳細ページへのリンク（事件番号、出願人、代理人等）

Case Number	Case Type	Link Type	Case Title	Submission Date	Case Status	Owner
812834	Trade Mark	Procedure TM application	CROCODILE	17 Sep 2009	Under Opposition	Lacoste

② ニュージーランドにおいて有効な商品・役務名を確認するサイト
参照アドレス：http://www.iponz.govt.nz/ipol/app/ui/services/preApprovedGS
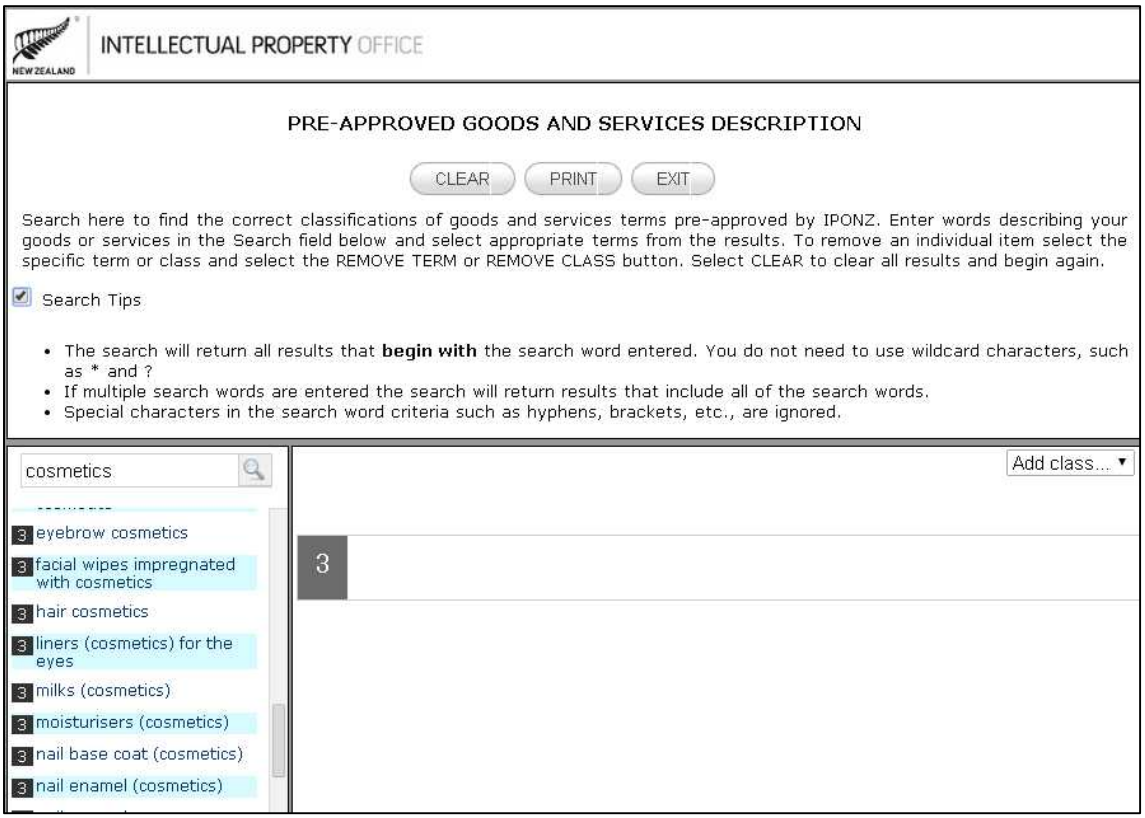
上記サイトでは、ニュージーランド知的財産局において指定商品・役務名として認められる表現を検索することができる（英語のみ）。検索窓に語句を入力すると、当該語句を含む指定商品・役務名が表示される（ここでは「Cosmetics」で検索した。下記図参照）。